

地域活動支援制度 の概要

(令和5年度版)

令和5年4月

東広島市

目 次

1	自治会・住民自治協議会活動全般に関すること	2
2	集会所等に関すること	6
3	防犯・防災に関すること	9
4	環境美化に関すること	16
5	福祉・健康づくり活動に関すること	21
6	子育てに関すること	28
7	農林水産に関すること	31
8	SDGs 推進に関すること	40
9	道路・河川・公園等に関すること	41
10	生涯学習活動等に関すること	46
11	自治会の法人化に関すること（認可地縁団体）	50
12	電子サービスに関すること	51
13	市に対する生活関連要望について	53
14	報道機関への情報提供について（プレスリリース）	61

はじめに

東広島市では、共通の目的実現や地域課題の解決のため、「市民が相互」に、または、「市民と行政」が、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を活かしながら、連携・協力して市民協働の取組を進めることとしています。

そのため、本市では、自治会、地域活動団体、住民自治協議会（小学校区を基本単位とした市内48の地域におけるまちづくりを推進する団体）などの活動支援を目的に、各種支援制度を設けています。この支援制度を分かりやすく周知するため、本地域活動支援制度の概要を作成しましたので、ご活用ください。

まちづくりや地域の環境美化の促進、そしてコミュニティの活性化、更に地域の団結力が向上することを期待しています。

1 自治会・住民自治協議会活動全般に関すること

●地域づくり推進交付金

目的

- ・地域づくり推進交付金（以下「交付金」という。）は、住民自治協議会が地域独自の課題解決や、特色を活かした魅力ある地域づくりを推進していくための活動財源として交付します。
- ・交付金は、充当可能な費目において、地域が自ら使途を決定し活用することができます。

交付対象事業

- ・住民自治協議会が実施する事業に対して交付します。

- ①まちづくり計画に定めたもの
- ②必須業務に係るもの
- ③地域選択事業に係るもの（対応可能な地域に導入）
- ④住民自治協議会の運営や地域活力の増進等を目的とする活動に係るもの

交付金の額

基本項目

- 均等割：730,000 円/協議会
- 世帯割：1,080 円×基準世帯数
- 広報紙等配布加算：400 円×広報配布世帯等数（※ポスティング地域は除く）

拠点加算

- 事務職員配置経費：600,000 円～1,000,000 円
- 事務所管理経費：30,000 円～100,000 円
- 集会所使用料：50,000 円

- 過疎地域持続的発展特別加算：100,000 円（福富、豊栄、河内）

○【新規】避難行動要支援者避難支援プラン策定加算

- ①個別計画策定等に関する事務経費…500 円×避難行動要支援者名簿登録者数
- ②個別計画新規作成加算…2,000 円×新規作成件数
- ③個別計画見直し加算…1,000 円×提出済み計画件数

地域選択項目

敬老事業：2,600 円/対象者	防災資機材整備事業：40,000 円+世帯割
公衆衛生推進事業：23,000 円	シニアスポーツ普及事業：50,000 円
定住促進事業：50,000 円	学生交流促進事業：80,000 円
ごみ減量化・資源化推進事業：100,000 円	国際交流促進事業：70,000 円
防災訓練等推進事業：40,000 円+世帯割	【新規】まちづくり計画更新・普及事業：200,000 円
参画促進事業：100 円×未加入世帯	【新規】地域共生推進イベント事業：100,000 円+世帯割
防災まち歩き事業：80,000 円+世帯割	【令和5年度のみ】新たな生活様式普及事業：100,000 円
情報伝達支援事業：40,000 円+世帯割	

問い合わせ先

○地域振興部 地域づくり推進課

電話：082-420-0924

●市民協働のまちづくり活動応援補助金

地域の課題解決や魅力の向上につながる活動を募集します！！

市民活動団体支援

補助金額：40万円以内 補助率：4/5以内※

既存活動の拡充や新規活動の立ち上げを目的としており、その内容が地域課題の解決やまちの魅力向上につながる活動を応援します！

※補助回数によって、補助率が変わります。

住民自治協議会支援

補助金額：80万円以内 補助率：4/5以内※

住民自治協議会が取り組む、地域課題の解決や公共サービスの充実につながる活動、地域資源を活用した地域の発展や魅力向上につながる活動を応援します！

※補助回数によって、補助率が変わります。

連携活動支援

補助金額：50万円以内

補助率：10/10以内

地域課題の解決や地域の魅力向上につながる活動で、複数の団体が連携して取り組む必要性があると考えられるもの、または複数の団体が連携して取り組むことがより効果的であると考えられるものを応援します！

学生団体支援

補助金額：20万円以内

補助率：10/10以内

東広島市内の大学に在学する学生を中心とする団体が行う活動で、東広島市の魅力向上のきっかけとなり、まちづくりにつながる活動を応援します！

継続活動支援

補助金額：25万円以内

補助率：1/2以内

地域課題の解決や地域の魅力向上につながる活動で、1年間では具体的な成果が表れないものの、2～3年間継続して取り組むことで、大きな成果が期待できる活動を応援します！



*応募の詳しい内容については、「募集要項」をご覧ください。各支所地域振興課・出張所、各地域センターに設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

○地域振興部 地域づくり推進課 市民活動支援係

TEL：(082) 420-0924 FAX：(082) 423-0270

E-mail：hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp

ホームページ <http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

●地域担当職員制度

市民協働のまちづくりを推進するため、地域を代表する組織である住民自治協議会の皆様と行政が協働してまちづくりの推進を進めていこうとするものです。

住民自治協議会の会議等（総会、役員会等）が開催される際には、出席のお声掛けをいただきますようお願いします。

1 体制（1協議会1班）

1協議会1班とし、班には「班長」「副班長」「班員」を置いています。

班長及び副班長の編成については、全体的なバランスを確保するため、在住地だけでなく、出身地や勤務地等を考慮するとともに、市外在住職員を含めた調整を行っています。

2 地域担当職員の職務

- (1) 住民自治協議会の総会や役員会等の協議の場に出席し、地域活動の状況や課題等を共有し、行政情報を提供します。
例) 地域情報の共有…実施事業、行事予定、まちづくりに向けた課題・目標など
行政情報の提供…市主催行事の案内など
- (2) 専門的な協議についても、地域担当職員にご相談ください。協議内容に応じて担当部署の職員が対応します。なお、直接担当課に相談いただいても結構です。
例) 防災…総務部、環境・人権…生活環境部、高齢者サポート…健康福祉部
子育て…こども未来部

3 その他

- ・地域担当職員は、地域のまちづくりや地域課題の解決に向けて、行政の立場で参加し協働によるまちづくりを進めていきます。そのため、事務局を務めたり、協議会の資料作成や地域行事等（地域のまつり、清掃活動、自治会活動等）の手伝いに携わることはできません。
※ ただし、職員が地域の一住民として各種組織の役員、構成員として活動することを妨げるものではありません。
- ・地域住民として議決権を有する場合を除き、地域担当職員に協議会の議決権はありません。
- ・役員会等に出席した場合、地域づくり推進課との情報共有等を行っています。

問い合わせ先

○地域振興部 地域づくり推進課 電話：082-420-0924

●コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業は、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施している事業で、コミュニティ活動に必要な備品や安全な地域づくりなどに対して助成を行っています。

1 助成事業の内容

コミュニティ助成事業の主な事業および問い合わせ先は下記のとおりです。各事業の詳細については、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱をご覧ください。

事業名	事業内容	助成金の額	要望窓口 (担当課)
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な備品・設備など(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業	100～250万円 (10万円単位)	地域づくり推進課
地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業)	地域の防災活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業	30～200万円まで (10万円単位)	危機管理課

※ 申請時期：前年9月～10月頃

2 助成対象団体

市町村が認めるコミュニティ組織(住民自治協議会)
地域の自主防災組織及びその連合体

3 留意事項

- 応募の詳しい内容については、市役所のそれぞれの担当課にご相談ください。
- この助成事業は、(一財)自治総合センターの助成事業であるため、申請すれば必ず助成されるものではありません。また、市は申請の窓口のため、事業の採択決定権限はありません。
- (一財)自治総合センターからの募集は、9月ごろ募集開始されます。助成の決定は、翌年4月ごろとなります。
- 本事業の目的は、コミュニティ活動の促進と宝くじの普及広報です。自治宝くじの社会貢献広報事業費を財源としているため、購入物品等にはキャラクターマークの表示が義務付けられています。

問い合わせ先

- 地域振興部 地域づくり推進課 電話：082-420-0924
○総務部 危機管理課 電話：082-420-0400

2 集会所等に関するここと

●集会施設整備事業

1. 制度の概要

地域におけるコミュニティづくりを推進するため、自治会等が集会施設の新築、改築又は修繕等を行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

※集会施設とは、住民の地域活動に係る会議、会合等に利用するための建築物であって、おおむね 33 平方メートル以上の延べ面積を有し、かつ、少なくとも湯沸場及び便所の設備を備えるものをいう。

2. 補助金交付要望書の受付

原則、前年度の 9月末日までの間に受付します。

所定の補助金交付要望書に必要な書類を添えてご提出ください。



3. 補助のための条件

①市の集会所からおおむね 300 メートル以上隔てた場所であること。

②当該補助事業を行うものが集会施設の用に供する土地を所有し、又は集会施設の使用について正当な権原を有していること。

③この補助金(備品の購入等に係るものを除く。)の交付を受けたことがある場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 3 年を経過していること。例えば、令和元年度に補助制度を利用された場合は、令和 2 年～令和 4 年度の間は補助制度を受けることができません。令和 5 年度の補助を希望される場合は、前年度の 9月末までに要望書を提出してください。

4 事業内容（対象事業や要件、対象経費など）

補助対象経費	補助率（額）	補助限度額
集会施設の新築 に要する経費 (工事事務費を除く。)	集会施設の延べ床面積に、市長が別に定める 1 平方メートル当たりの補助対象基準単価を乗じて得た額又は実際に支出する補助対象事業額(補助対象経費)のうちいざれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額	650 万円
集会施設の改築 に要する経費 (工事事務費を除く。)	集会施設の延べ床面積に、市長が別に定める 1 平方メートル当たりの補助対象基準単価を乗じて得た額又は実際に支出する補助対象事業額(補助対象経費)のうちいざれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額	650 万円
集会施設並びにこれらの附属施設の補修 に要する経費及び 冷暖房設備の新設、更新等 に要する経費で、10 万円以上のもの (工事事務費を除く。)	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額	50 万円 ただし、災害によるものについては、650 万円とする。
集会施設の購入 に要する経費 (購入事務費及び工事事務費を除く。)	集会施設の延べ床面積に、市長が別に定める 1 平方メートル当たりの補助対象基準単価を乗じて得た額又は実際に支出する補助対象事業額(補助対象経費)のうちいざれか低い額に 2 分の 1 を乗じて得た額	650 万円

補助対象経費	補助率（額）	補助限度額
備品の購入に要する経費 (消火器・電話の購入に限る)	所要額	なし

※ その他詳しい事業内容については、問い合わせ先に確認してください。

5. 注意事項

- 事前着手は認めておりませんので、補助金の交付決定通知を受け取った後に着手してください。
- 補助金の予算にも限りがあります。要望が多数あった場合には、翌年度の補助金を受けられないことがあるので、あらかじめご了承ください。
- ※市有地域集会所の地元譲渡に係る補助金制度については、譲渡契約締結後に個別のご案内をしております。詳細については地域づくり推進課までお問い合わせください。

6. 補助金交付までの流れ

スケジュール	要望者（住民組織代表）	市
前年度9月末	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付要望書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・要望書（所定の様式があります） ・参考資料の添付 (位置図、設計図、見積書など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付要望書の受付 ※要望が多数あった場合には、補助金を受けられない場合があります。
新年度4月以降		<ul style="list-style-type: none"> ○交付内定通知の郵送 (補助金交付申請書の様式を同封)
交付内定通知後	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金交付申請書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・参考資料の添付 (位置図、設計図、見積書など) 	
申請書提出後		<ul style="list-style-type: none"> ○書類審査 ○交付決定通知の郵送 (工事着工届・完成届、補助金請求書、実績報告書等の様式を同封)
交付決定通知後	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金概算交付請求 (概算払いの場合) ○交付決定後に工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金概算交付開始 (概算払いの場合)
完成検査	<ul style="list-style-type: none"> ○工事完了後、工事完成届の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前・中・後の写真を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ○完成検査（工事完成届提出後）
完成検査後 (事業完了後30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・参考資料の添付 (工程ごとの写真、領収書の写し、請求書の写し、契約書の写しなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書審査
実績報告後		<ul style="list-style-type: none"> ○補助金額確定通知書送付
確定通知書受取り後（3月末まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○概算払いの清算（概算払いの場合） ○補助金交付請求（確定払いの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○概算払いの清算 ○補助金支払

問い合わせ先

- 地域集会所 地域振興部 地域づくり推進課 電話：082-420-0924
- 老人集会所 健康福祉部 地域包括ケア推進課 電話：082-420-0984

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P50～P57 参照

●コミュニティ広場整備事業

各種の催物等を通じてのコミュニティづくりを推進するため、地元自治会等が行うコミュニティ広場の整備事業に対し、補助金を交付します。

1 対象団体

自治会等住民自治組織

2 コミュニティ広場とは

各種の催物等の活動の場として地域住民及び各種グループ等の利用に供するための広場を指します。また、次の要件を満たしている必要があります。

ア 設置後は、地元自治会等で自主的に管理及び運営ができるものであること。

※ 設置した地元の財産ですので、市は、設置後に一切管理に携わらず、運営費等についても一切補助等行いません。

イ 10年以上使用できるものであること。

※ 借地によって設置する場合には、設置する自治会等が、地権者から 10 年以上の期間を持って貸借契約を結んでいる必要があります。また、自治会等所有の土地の場合には、市に対して、10 年以上の任意の期間は設置される広場の維持管理を行うことを覚書等の形で提出していただきます。

ウ 面積が 500 平方メートル程度の規模のものであること。

※ 整備する広場の面積が、500 平方メートルを大きく超えて広いもの、または極端に狭いものについては、必ず要望前に地域づくり推進課にご相談ください。

3 事業内容（対象事業や要件、対象経費など）

補助対象経費	補助率（額）	補助限度額
コミュニティ広場の設置及びこれに伴う整備に関する費用で、市長が必要と認めるもの (例：擁壁設置費用、地均し費用、フェンス設置費用等)	2 分の 1	50 万円

※ 土地購入費、児童遊具、花壇の設置等は対象外です。具体的には、地域づくり推進課に確認してください。

4 交付条件

この補助金を受けられる回数は、1回のみです。過去に造成等を行った際に、この補助を受けていた場合には、受け付けられません。

※ 市からの交付決定があるまでは、事業に着手しないでください。着手後の申請は、認められません。

※ コミュニティ広場の造成において、土地によっては、都市計画法による開発許可や、農地を利用する場合には農地転用など、各種許認可が必要な場合がありますので、事前に確認の上、これらの手続きについても申請団体で行ってください。

問い合わせ先

○地域振興部 地域づくり推進課 電話：082-420-0924

3 防犯・防災に関するここと

●防犯灯設置費補助事業

東広島市では、自治会等で防犯灯を新設する際、工事費の一部を補助する制度があります。また、補助を受けて設置した防犯灯は、市に寄付していただくことで、設置後の管理（電気代・修繕）を市が行います。

補助対象者

住民自治協議会会長または自治会長等を通じて申請してください。

補助対象となる防犯灯

○電灯が、通行路等を照らすもので、公的な使用をされているものであること。

駐車場などの特定施設を照らすものや、玄関灯など個人のための電灯、受益戸数が1戸となる場合など補助対象とならない場合があります。

○使用柱は、中国電力株式会社の柱、もしくは日本電信電話株式会社（NTT）の柱、またはこれらが利用できない場合に専用に設けた小柱（専用柱）であること。

専用柱は、安全面から木柱ではなく、鋼管柱の設置をお願いしています。個人所有の建物の壁などへの設置は認めていません。

○LEDタイプの防犯灯（10ボルトアンペア）に自動点滅器内蔵型の定額灯であること。

定額灯とは中国電力株式会社との電気契約が「公衆街路灯A」となるものです。

また、水銀灯については補助対象としていません。

○設置の間隔が、原則として40メートル以上になるものであること。

補助金の額

・防犯灯1基の設置工事に要した費用の2分の1以内
ただし、次のとおり上限があります。

中国電力柱・NTT柱へ設置する場合 15,000円

専用柱を設置する場合 25,000円

防犯灯の寄付について

自治会等で設置した防犯灯について、基準に合うものについては市への寄付を受け付けています。手続きについてはお問い合わせください。

○寄付を受けた後の電気代及び修繕費は市が負担します。ただし、樹木が防犯灯にかかる場合の樹木剪定や伐採などは住民自治協議会または自治会等でお願いしています。

○寄付基準は、防犯灯設置費補助金交付条件と同じです。

○防犯灯設置費補助金の交付を受けて設置した場合、設置と同時に寄付を受けています。

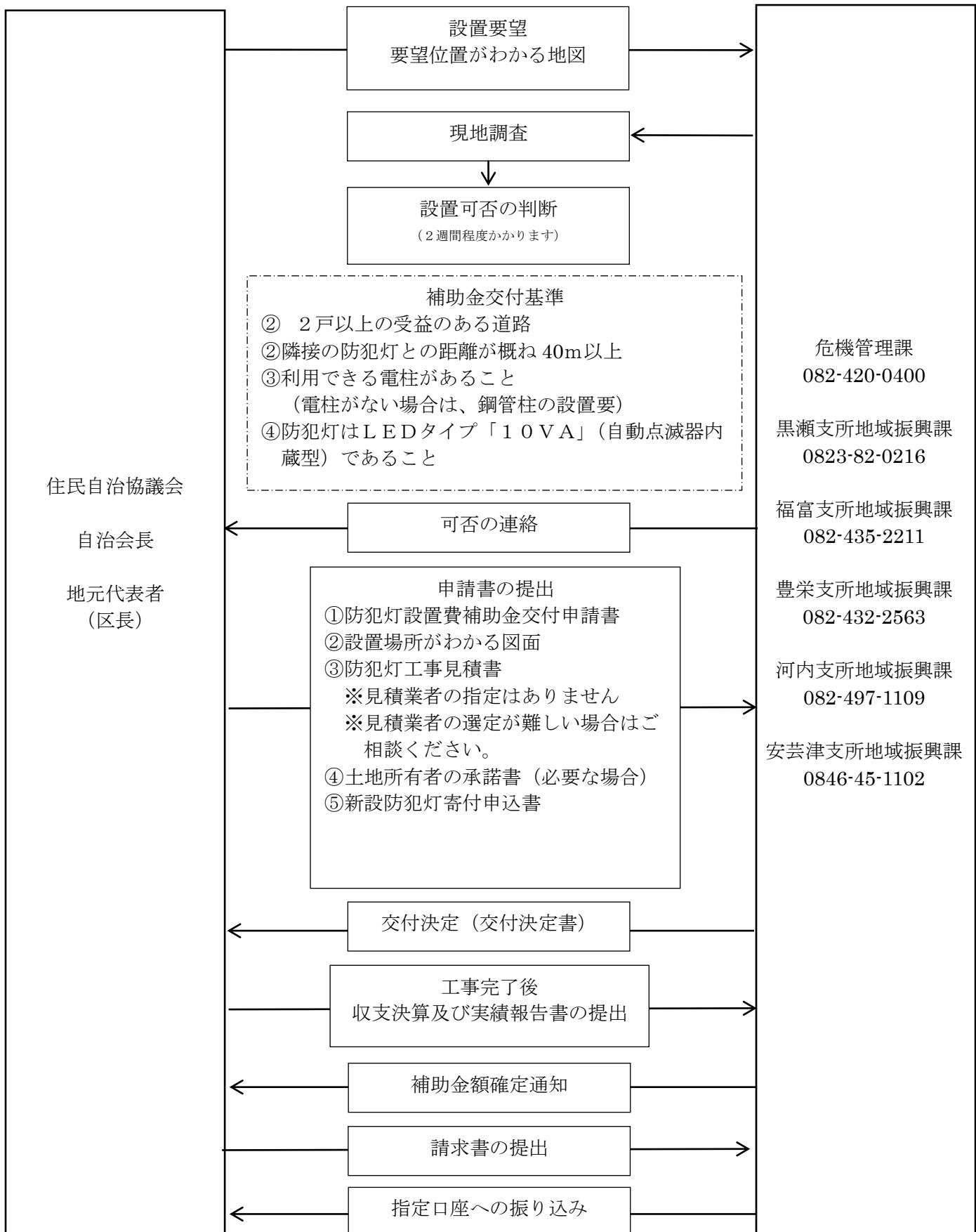
問い合わせ先

○総務部 危機管理課

電話：082-420-0400

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P44～P45 参照

防犯灯設置補助事業（流れ）



※NTT柱への防犯灯添架を希望の場合は電気を引き込む予定の電柱番号及びNTT柱までの距離を補助金交付申請書に記載してください。

L E D 防犯灯の仕様

1 器具構造

- (1) L E D防犯灯は、10年相当の耐用年数を有するものとし、屋外環境での使用に耐え得る構造であること。
特に結露対策をしていること。
- (2) 器具本体は、アルミダイカスト製又は、耐候性樹脂製等の堅牢な構造であること。
- (3) 従来の器具に直管蛍光ランプ形LED等を取り付けたものは適合外とする。
- (4) 補修用性能部品の最低保有期間は、製造打ち切り後、最低 6 年間保有すること。
※(社)日本照明器具工業会ガイド 123-2001 による。
- (5) 器具は通常の使用状態において、電気的接触不良、L E Dモジュール及び制御装置 脱落など各部のゆるみ、破損を生じないものとする。
- (6) 風速 60m/s に耐える構造であること。
- (7) IP 規格・防水保護構造及び保護等級が IP 4 4 以上であること。
- (8) 電気用品安全法に定める基準に適合すること。

2 性能

- (1) ランプ：L E D

- (2) 寿命：L E D光源及び電源装置の寿命は、器具周辺温度 30°C の条件で 60,000 時間

以上（光束維持率 70% に至るまでの時間）とする。

- (3) 光束：700 ルーメン以上

- (4) 光源：色のばらつき及び発光ちらつきがないこと。

- (4) 防犯照明推進基準

・クラスB+(プラス)器具設置間隔を 14m 以上かつクラスB+(プラス)鉛直面照度基準に従い、歩道

両側から 0.5m 内側においても最小値 0.5lx を満たす。

・設置条件：幅員 5m、高さ 4.5m

・平均水平面照度：3(lx) 以上かつ直面照度の最小値：0.5(lx) 以上

※(社)日本防犯設備協会技術標準S E S E 1901 (防犯灯の照度基準)

・平均演色評価数 Ra70 以上 とする。

- (5) 自動点滅器：光センサー内蔵型又は電子式内蔵型

- (6) 雷サージ対策：電源線と箱体との間に 15kV のサージ電圧 を印加しても故障がなく、再使用が可能である
こと。

- (7) 電圧：AC100V±6%

- (8) 消費電力：10W 未満

4 電気料金区分

公衆街路灯A契約における入力容量が 10VA 以下となるもの

5 その他

- (1) 器具の見えやすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。

型式、定格入力電圧、入力電流、消費電力、定格周波数、製造年月日、製造者名、P S Eマーク

- (2) 仕様に適合することを確認する資料として、カタログ等を提出すること。

●防犯カメラ設置補助事業

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい「安全・安心なまちづくり」に向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、住民自治協議会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

補助対象団体

住民自治協議会、地縁による団体、自治会、町内会その他市内の一定の区域に住所を有する者の地域的な共同活動を行うために形成された団体。

※予算額を超える申請があった場合は、防犯活動状況、犯罪情勢並びに警察の意見などを総合的に判断し決定します。

補助対象経費

- (1) 防犯カメラの機器購入費用及び設置工事に係る経費（専用柱設置費含む）
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板プレート設置に係る経費（看板プレート製作費含む）

※機器の保守点検、電気料金などの維持管理経費は設置者負担です。

補助金額（補助率、上限額）

- (1) 補助対象経費の3／4以内（千円未満切捨て）
- (2) 1台につき上限30万円

※設置年度の翌年度の初日から5年以内に廃止又は移設した場合、補助金の一部若しくは全部を返還していただく場合があります。

申請期間

設置予定年度の8月31日まで

補助対象危機

- (1) 防犯活動の一環として、道路・公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラ
- (2) 有効画素数、録画速度、録画日数等一定の要件を満たす必要があります。

設置・管理運用

防犯カメラは、不審者の多発する場所など防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置し、個人のプライバシーを侵害することがないよう、適正に管理・運用してください。

※「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(H30.1 広島県作成)も参考にしてください。

注意事項

- 設置費用や設置場所については、防犯カメラ設置業者等に相談してください。
- 設置（位置・方向等）については、東広島警察署生活安全課に相談しアドバイスを受けてください。
- 防犯カメラを設置する近隣住民の承諾を得てください。

問い合わせ先

○総務部 危機管理課

電話：082-420-0400

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P46～P47 参照

防犯カメラ設置補助事業 事前協議から管理運用までの流れ

補助金交付申請書の提出（受付期間：5月8日～8月31日17時まで）

設置費用や設置場所については、防犯カメラ設置業者等に相談してください。

設置（位置・方向等）については、東広島警察署生活安全課及び市危機管理課に相談しアドバイスを受けてください。

提出書類

①調査票、②収支予算書、③見積書の写し、④防犯カメラの設置に関する議事録その他の必要な手続きがあったことを証する書類、⑤規約及び役員の名簿、⑥防犯カメラの設置場所及び当該防犯カメラにより撮影する範囲を示した図面、⑦設置する防犯カメラの形状、寸法、重量その他の特徴及び防犯カメラを構成する機器の関連を説明する書類、⑧防犯カメラの設置について、その設置しようとする土地の所有者又は管理者から同意を得ていることを証する書類、⑨防犯カメラの管理及び運用に関する事項を定めた規程その他これに類するもの、⑩防犯カメラの管理及び運用の責任者並びに防犯カメラの操作に関する事務を取り扱う者の氏名、住所、連絡先その他市長が必要と認める事項を記載した書類、⑪①から⑩までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

市から補助金交付決定の通知

※予算額を超える申請があった場合は、防犯活動状況、犯罪情勢並びに警察の意見などを総合的に判断し決定します。

▼ 補助金の変更(中止・廃止)の場合

補助金変更(中止・廃止)承認申請書の提出

補助金変更(中止・廃止)承認通知書

補助金交付請求書の提出

市からの補助金交付

事業着手

事業完了

実績報告書の提出

提出書類

①設置した防犯カメラにより撮影された画像、②設置後の現況写真、③収支決算書、④領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し、⑤市長が必要と認める書類

市から補助金交付確定の通知

管理及び運用

適正な維持管理とプライバシーの保護に配慮した運用を行ってください。（5年以上）

※管理運用状況報告書を毎年提出してください。

●防火防災訓練災害補償等共済制度

東広島市では、各地域で実施される防災訓練において事故が発生した場合に対応するため、保険に加入しています。

保険を適用するためには、事前に「訓練計画書」が必要となりますので、ご相談ください。

【てん補の対象となる訓練】

- ・市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの
- ・地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等を含む）が主催する防火防災訓練で、事前に市及び消防機関への訓練計画書を届出して市又は消防機関が認めたもの
- ・地域内の町内会や婦人会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市及び消防機関への訓練計画書を届出して市又は消防機関が認めたもの

【補償内容】

■災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより事故の日から 180 日内に死亡し、市町村等が補償を行うときは、一人当たり 700 万円を限度としててん補します。

■災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより治ゆ後 180 日以内で、かつ、事故後 1 年 6 か月以内において、別に定める程度の後遺障害が生じ、市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じててん補します。

■入院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に入院し、市町村等が補償を行うときは、3,500 円に入院日数（その日数が 90 日を超えるときは 90 日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

■通院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に 1 週間以上通院し、市町村等が補償を行うときは、事故発生の日から起算して 90 日以内の通院について、2,500 円に実通院日数を乗じて得た金額を限度としててん補します。

ただし、入院療養補償と通院療養補償の両方をてん補する必要があるときは、入院療養補償の最高限度額をもって限度とします。

■休業補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより就業できず、市町村等が補償を行うときは、3,000 円に休業日数（その日数が 90 日を超えるときは 90 日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

★補償に際しては、日本消防協会が審査します。内容によっては、補償の対象とならない場合があります。

問い合わせ先

○総務部 危機管理課

電話：082-420-0400

●避難所運営協力交付金制度

地域において、市が開設する避難所（公設避難所）の開設及び運営に協力をいただく住民自治協議会に対し、避難所運営協力交付金の交付を行っています。

災害発生の危険性が高まる中で避難所を迅速に開設するためには、避難所が立地する地域の方々のご協力で開設していただくのが最も効果的と考えます。また、災害発生時に、災害対策本部において様々な対応を行うには、一定数の職員が必要であることから、避難所の運営にご協力いただける地域においては、可能な範囲で避難所の運営にご協力をいただきたいと考えています。

1 対象団体

住民自治協議会（この交付金制度を活用するための協定を締結した組織に限る）

2 制度内容

A型 開設協力	施設管理者がいない時間帯の、避難所の開設（開錠）
B型 運営協力 (夜間又は昼間)	市職員に代わり、夜間（概ね夜8時から朝8時）の避難所運営（日中のみ (概ね朝8時から夜8時)も可）
C型 運営協力 (全日)	市職員に代わり、全ての時間帯での避難所運営

3 交付金の内容

それぞれ、次の額を交付金として住民自治協議会へ交付します。開設協力交付金は、毎年度4月1日以降に、運営協力交付金は、4月1日から7月31日までの協力分は8月1日以降に、8月1日から10月31日までの協力分は11月1日以降に、11月1日から3月31日の協力分は協力実施日以降にお支払いします。

項目	交付要件	金額
(1) 開設協力交付金	市が開設する避難所の開設にご協力をいただいた場合	1年あたり 50,000円
(2) 運営協力交付金 ※右欄の下線部の費用は、市が避難情報を発令した場合のみ、交付対象となります。	市が開設する避難所の運営にご協力をいただいた場合	1年あたり 30,000円 <u>上記に加えて、開設12時間ごとに、</u> <u>昼間（8時～20時） 24,000円</u> <u>夜間（20時～翌8時） 28,000円</u>

※市の開設する避難所が、地域による指定管理施設の場合は、12時間あたり2,000円（光熱水費相当額）を別途お支払いします。

※また、住民自治協議会が独自で開設する「一時避難所」1か所の開設につき5,000円とし、開設時間が24時間を超えるたびに5,000円を加算しますが、交付金の上限は6か所分とします。

（令和2年度から増額となっていますが、この増額は新型コロナウィルス感染対策のための臨時措置です。）

なお、一時避難所を開設及び閉鎖した場合は、必ず地域づくり推進課にご連絡をお願いします。

問い合わせ先

○総務部 危機管理課

電話：082-420-0400

4 環境美化に関するここと

●ごみ減量・資源化推進事業

ごみの減量やリサイクル率の向上を実現するには、市民の皆さんのご協力が必要不可欠です。環境負荷のかからないライフスタイルを確立し、快適で住みよい環境をつくっていくために、地域のごみ減量・資源化のリーダーとして活動していただく廃棄物減量等推進員（以下「リサイクル推進員」という。）制度を実施しています。

また、市民主体の環境保全活動の取組みを推進するため、リサイクル推進員を設置する住民自治協議会において、家庭ごみの減量化及び資源化に資する事業に取り組んだ場合、交付金を交付します。

リサイクル推進員の概要

リサイクル推進員は、住民自治協議会において選任して頂きます。

- (1) 人数：各住民自治協議会から2名ずつ
- (2) リサイクル推進員の担当内容等
 - ・担当地域：自分が住んでいる住民自治協議会の範囲
 - ・任期：2年間（再任を妨げない。中途交代の場合は、前任者の残任期間）
 - ・活動内容
 - (ア) 清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること。
 - (イ) 資源物及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関すること。
 - (ウ) 集団回収その他の自主的リサイクル活動の普及啓発に関すること。
 - (エ) 環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に関すること。
 - (オ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (3) 研修会の開催について
市が開催するごみの減量化・資源化に関する研修会にご参加いただき、そのノウハウをそれぞれの住民自治協議会での活動に繋げていただきます。

ごみ減量化・資源化推進交付金の概要

ごみ減量・資源化推進の活動費としてリサイクル推進員を2名設置する住民自治協議会に対して年額10万円を交付します。詳しくは「東広島市地域づくり推進交付金の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先

○生活環境部 廃棄物対策課

電話：082-420-0926

●地域清掃の支援

東広島市は、地域（自治会・団体等）が主体となって公共の場所（道路、公園、河川敷等）を清掃するボランティア活動を支援します。

支援内容

- 1 清掃活動に必要なごみ袋の提供（10リットル、20リットル、40リットルサイズがあります）
- 2 清掃活動で集められたごみの回収
- 3 火ばさみの貸出（先着順で20丁まで）

ごみの分別について

次の4種類に必ず分別してください。※

分別の種類	内容
可燃ごみ	紙、衣類・布類、靴・履物、木くず類、ゴム、皮革類等、カイロ（使い捨て）、ペットボトル、プラスチック製品など
不燃ごみ	缶類、ビン類、鉄類など
有害ごみ	乾電池、蛍光管、白熱球、体温計（水銀式）、ライターなど
危険ごみ	ガラス、陶磁器類、鏡、包丁など

※草、剪定枝、倒木、土砂の回収はできません。

ごみ集積場所

集積場所は次の点を考慮して設定してください。

- ・回収する車が進入・停車できる場所であること
- ・回収する際に安全が確保できる場所であること
- ・通行の妨げにならない場所、他の迷惑にならない場所であること

地域清掃（美化活動）支援申込書の提出先

清掃場所	申込先	電話番号	ファックス番号
西条町 八本松町 高屋町 志和町	廃棄物対策課	082-420-0926	082-426-3115
黒瀬町	黒瀬支所 地域振興課	0823-82-0216	0823-83-2403
福富町	福富支所 地域振興課	082-435-2211	082-435-2030
豊栄町	豊栄支所 地域振興課	082-432-2563	082-432-2328
河内町	河内支所 地域振興課	082-437-1109	082-437-0229
安芸津町	安芸津支所 地域振興課	0846-45-1102	0846-45-4264

問い合わせ先

○生活環境部 廃棄物対策課

電話：082-420-0926

●資源回収推進団体報償金事業

報償金交付の目的

廃棄物の減量化と資源化を促進するため、一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化をすることができるものの自主的な回収を行った団体に対し、予算の範囲内において報償金を交付します。

対象団体

次の2点を満たしている団体です。

- (1) 地域住民で組織されている（市内の住民自治協議会その他の町内会、女性会、子ども会等）
- (2) 営利を目的としていない

報償金の対象となる資源物

古紙類	新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック、シュレッダーごみ
繊維類	古着等
金属類	アルミ缶、スチール缶等
ビン類	ビールビン、一升ビン等
廃食用油	使用済み廃食用油

報償金の額

回収した資源物の重量1kg当たり10円を乗じた額です。

団体が資源回収業者に処分料を支払ったときは、その処分料額を加算します。

※運搬料等は対象外です。

手続きの流れ

①資源回収推進団体の登録

対象団体は、資源回収の実施前に、廃棄物対策課または各支所地域振興課へ資源回収推進団体届出書を提出してください。※出張所では手続きできません。

②資源回収業者と契約

③資源回収の実施

実施後、次の2点を資源回収業者に依頼してください。

- ・報償金交付申請書の必要事項の記入
- ・計量伝票の発行

④資源回収推進団体報償金交付申請書の提出

廃棄物対策課または各支所地域振興課に、資源回収推進団体報償金交付申請書及び計量伝票を提出してください。

資源回収実施時期	申請期限
4月1日から9月30日	当該年度の10月31日まで
10月1日から3月31日	当該年度の3月31日まで

⑤報償金交付決定の通知、報償金の振込

書類審査後、指定口座に報償金を振り込みます。

団体届出事項の変更・団体登録の廃止

団体名、代表者、住所、担当者、電話番号、振込口座に変更があった場合や、資源回収団体の登録を廃止する場合は、速やかに資源回収推進団体届出事項変更（廃止）届出書を提出してください。

問い合わせ先

○生活環境部 廃棄物対策課

電話：082-420-0926

●ごみステーションボックス等購入補助事業

1 概要

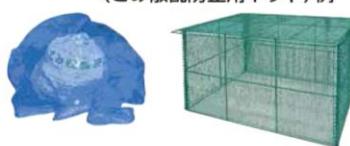
ごみの適正な排出と環境の保全を図ることを目的に、地域のごみステーション収集用ボックス・ごみ散乱防止用ネット購入費用の一部を補助しています。

2 補助対象団体

自治会その他ごみステーションを使用する住民で構成する団体（賃貸住宅の入居者又は当該賃貸住宅の賃貸人のみで構成する団体を除く。）

3 補助金額（補助率、上限額）

補助金の対象となるのは、購入する場合は本体費用の額です。自作の場合は、本体の材料費です。その他にかかった費用（設置費用、修繕費用、土地賃借料等の経費、移設や撤去にかかる費用等）については補助対象外です。

区分	補助率	上限額
〈収集用ボックス〉例  ※耐用年数：10年	1／2以内	20万円
〈ごみ散乱防止用ネット〉例  ※耐用年数：5年	2／3以内	5万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

4 注意事項

- 必ず購入前に補助申請手続きを行い、交付決定を受けてください。（購入済のものは補助できません）
- 申請総額が予算の上限総額に達した場合は、受付終了となります。
- 東広島市が収集を行っているごみステーションが対象となります。ごみステーションを新設（増設）及び移設する場合は、市長へ届け出て、必要な手続きを行い、収集の同意を受けてください。
- 補助金を申請するにあたり、ごみステーションを設置している土地の所有者にあらかじめ同意を得る必要があります。

【土地の所有者が「個人の場合」】

所有者に収集用ボックス等設置同意書（別記様式第3号）を記入してもらい、申請書に添付して提出する必要があります。

【土地の所有者が「市の場合」】

当該土地を管理する所管課と使用許可又は契約（使用貸借契約など）を結び、使用（占用）許可証又は契約書の写しを申請書に添付して提出する必要があります。各所管課との使用（占用）許可又は契約の協議については、申請者自身で行っていただきます。

問い合わせ先

○生活環境部 廃棄物対策課

電話：082-420-0926

●剪定枝粉碎処理車派遣事業

ごみを減らす方法のひとつとして、ご家庭で出た剪定枝を粉碎処理する剪定枝粉碎処理車を地域からの依頼に応じて派遣し、チップ化することでお庭の防草材や園芸用資材等として再利用を促進していきます。

○条件：市内に居住する市民（複数世帯での申込みも可）

○料金：無料

○処理中の立会い：最初と最後だけ立会ってください。

○処理に際してのお願い

- ① 粉碎音がでますので、ご近所に、予め日時等をお伝えいただき、了解を得ておいてください。
- ② 複数世帯で申し込まれた場合は、各世帯から出た剪定枝を、地域で1箇所に集めておいてください。そこで、処理をしますので、2トン車が駐車できるスペースを確保してください。公道上へ駐車しての作業はできません。
- ③ 粉碎処理後のチップを引き取られる場合は、チップを入れるナイロン袋等をご用意ください。

○お申し込みの手順

① 次の4点を決めておく。

(ア) 処理希望日時（2～3候補日時）※先約があることもあります。

(イ) 代表の方のお名前とご連絡先（電話番号）

(ウ) 処理する場所（剪定枝の収集場所）

(エ) 処理後のチップが必要か、不要か（必要な場合はその量）

② 市の委託業者であるシルバー人材センターへ電話（(082) 426-4683）し、①の内容を伝える。

③ 複数世帯で申し込まれた場合は、決定した日時を、地域の皆さんへ伝達

④ 剪定作業をし、収集場所へ剪定枝を運搬

※剪定業者等が伐採した場合は対象外となります。

⑤ お約束の日時に、シルバー人材センターが剪定枝粉碎車両を派遣する。（粉碎処理）

⑥ 粉碎処理されたチップを引き取る。



○申込み先（東広島市委託事業者）

公益社団法人 東広島市シルバー人材センター

電 話：(082) 426-4683

F A X：(082) 426-4684

問い合わせ先

○生活環境部 廃棄物対策課

電話：082-420-0926

5 福祉・健康づくり活動に関するこ

●敬老会運営費補助事業

長年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者の方々の長寿をお祝いするため、77歳以上の高齢者を対象とした敬老事業（地域敬老会等）を開催する地域団体等に助成金を交付します。

このほか、祝賀会方式の地域敬老会を開催する地域団体等に、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策経費を対象とした助成金を交付します。

●地域介護予防等活動応援事業

地域住民が主体となって行う高齢者の介護予防や生活支援に資する多様な地域活動で、先駆的な取組みと認められる活動に対し、補助金を交付します。

対象	住民自治協議会、自治会及び市民団体等
内容	(1) 新たに地域介護予防等活動を行うことを目的とする内部組織の設置又は人材育成を図るための活動（1回につき概ね90分以上） (2) 新たな地域介護予防等活動の実施又は既に実施している活動の拡充（1か月に1回以上）
補助金額	住民自治協議会…………年額10万円を限度 自治会及び市民団体等…年額5万円を限度
補助期間	1団体あたり1年度につき1回（毎年度審査あり） 同内容の活動については、審査で認められた場合に限り、最大3年度まで補助
補助の流れ	1月～2月 補助金申込書提出 3月 審査・決定 4月上旬 補助金交付申請書提出・補助金交付 4月～翌年3月 活動実施（活動終了後に実績報告書提出）

【活動例】

- ・高齢者の孤立を防ぎ、健康寿命の延伸を目的とし体操やレクリエーション、健康講座等を組み合わせた活動を実施
- ・庭木剪定、ごみ捨て、窓ふきなど、高齢者の日常のちょっとした困りごとを地域住民が支援する活動



問い合わせ先

○健康福祉部 地域包括ケア推進課 電話：082-420-0984

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職員が高齢者に関する様々な相談に応じ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・介護等の関係機関や、地域住民の方々と連携しながら、総合的に高齢者の生活支援を行う相談窓口です。

東広島市では、高齢者の方々にとってより身近な場所となるよう、日常生活圏域ごとに相談窓口を設置しています。

令和5年度 東広島市高齢者総合相談窓口

地域包括支援センター名称 【受託法人】	所在地	連絡先
西条北 地域包括支援センター 【受託法人 社会医療法人千秋会】 （担当地域）朝日町・大坪町・岡町・上市町・御町・栄町・昭和町・西本町・本町・西条・西条東・下見・寺家・西条東北町・末広町・助実・土与丸・吉行	〒739-0007 東広島市西条土与丸6丁目1-91 井野口病院 3階	TEL. (082)431-6745 FAX. (082)431-6746
西条南 地域包括支援センター 【受託法人 医療法人好縁会】 （担当地域）御園宇・鏡山・西条中央・馬木・大沢・上三永・下三永・三永・郷曾・田口・福本・森近・西大沢	〒739-0025 東広島市西条中央6丁目31-38 セラフィックビル1階 (中央図書館バス停前)	TEL. (082)422-1020 FAX. (082)422-1030
八本松 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人広島県リハビリテーション協会】 （担当地域）八本松町	〒739-0151 東広島市八本松町原5693-3 地域密着型特別養護老人ホーム ときわ内	TEL. (082)420-9717 FAX. (082)420-9718
志和 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人みすほ会】 （担当地域）志和町	〒739-0262 東広島市志和町志和東810-1 ケアハウスみすほ敷地内	TEL. (082)401-4110 FAX. (082)433-5725
高屋 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人本永福会】 （担当地域）高屋町	〒739-2111 東広島市高屋町高屋堀3486 特別養護老人ホーム御園寮内	TEL. (082)426-5211 FAX. (082)434-0465
黒瀬 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人白寿会】 （担当地域）黒瀬町	〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山1333 東広島市役所黒瀬支所内	TEL. (0823)82-0203 FAX. (0823)27-4355
北部(福富・豊栄・河内) 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会】 （担当地域）福富町・豊栄町・河内町	〒739-2303 東広島市福富町久芳1545-1 東広島市役所福富支所内	TEL. (082)435-2240 FAX. (082)435-2098
豊栄相談スペース (東広島市社会福祉協議会 豊栄支所内)		TEL. (082)432-2083
河内相談スペース (東広島市社会福祉協議会 河内支所内)		TEL. (082)420-7011
安芸津 地域包括支援センター 【受託法人 社会福祉法人白寿会】 （担当地域）安芸津町	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4398 安芸津文化福祉センター 2階	TEL. (0846)46-1305 FAX. (0846)46-1306
東広島市基幹型 地域包括支援センター	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 東広島市役所地域包括ケア推進課内	TEL. (082)430-5330 FAX. (082)423-2330

問い合わせ先

○健康福祉部 地域包括ケア推進課

電話 : 082-420-0984

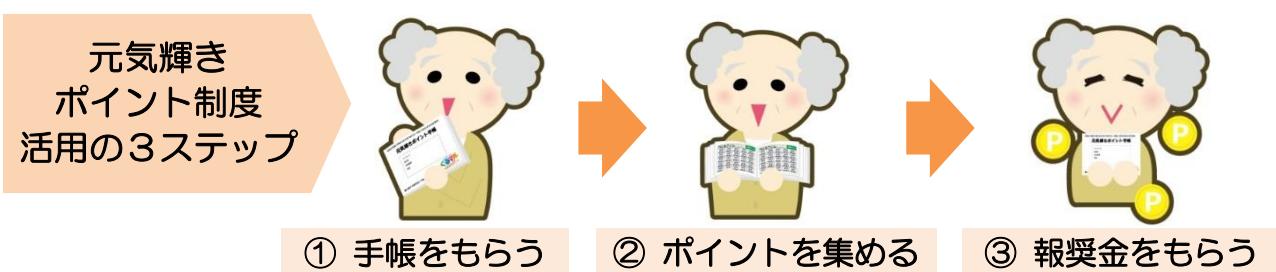
●元気輝きポイント制度

市民の皆様の健康寿命の延伸を目指して、高齢者の健康づくり、介護予防活動や地域で取り組んだ高齢者への支援活動を推進することを目的としています。1年間取り組んだ健康づくり活動「介護予防等活動」や高齢者への支援活動「ぐるマルお助け活動」のポイント数により、報奨金を支給する制度です。

手帳交付対象者	40歳以上の市民	
手帳の交付窓口	地域包括ケア推進課、各支所	
活動期間	10月1日～翌9月30日	
対象活動等	40歳以上	ぐるマルお助け活動
	65歳以上	ぐるマルお助け活動 介護予防等活動



※ 詳細は市のホームページでご確認ください



認知症高齢者等見守り支援事業

行方不明のおそれのある認知症高齢者等の情報を市が事前に把握し、各圏域の地域包括支援センターに情報提供し、認知症高齢者等の支援を図ります。行方不明となった場合や警察に保護された場合には、東広島警察署と情報共有することにより、早期発見につなげます。

また、支援の対象となる認知症高齢者等には、「見守りシール」(QRコード印字シール)を配布し、行方不明時に、発見者が衣服や持ち物等に貼付されたQRコードを携帯電話等で読み取ることで、身元確認や家族への円滑な連絡を行います。合わせて、認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入します。

見守りシール交付枚数：蓄光タイプ10枚、耐洗タイプ20枚

利用料 : 無料

申込み : 基幹型地域包括支援センターまたは各地域包括支援センター

問い合わせ先

○健康福祉部 地域包括ケア推進課
基幹型地域包括支援センター 電話：082-430-5330

●介護予防に取り組む通いの場の支援

東広島市では、高齢者が健康で生きがいや楽しみのある暮らししが出来るよう、人と人とのつながりにより、健康な地域となることをめざしています。

『通いの場（介護予防に取り組む通いの場）』とは

- *運動（介護予防に効果的な体操）を週1回、3か月以上継続して実施している。
- *5人以上のメンバーで、自主的に取り組んでいる。
- *地域の人たちが誰でも参加できる。
- *その他の取組みは自由に決めることができます。

介護予防に取り組む通いの場の体操体験・説明会

ご要望に応じて、随時開催します。

体操は、高知市発祥の認知症予防、筋力の維持向上に効果的な『いきいき百歳体操』です。

*おもりを使った緩やかな筋力運動です。

*週1～2回の運動で筋力をつけると、体が軽くなり動くことが楽になります。

*転びにくい体になり、骨折による寝たきりを防ぐことができます。

いきいき体操ひがしひろしまDVD無料配布

市制施行40周年を記念して作成した、東広島市のオリジナル体操『いきいき体操ひがしひろしま』のDVDを無料配布しています。通いの場での準備体操や地域の集いの際にご活用ください。

問い合わせ先

○健康福祉部 医療保健課

電話：082-420-0936

○健康福祉部 地域包括ケア推進課

電話：082-420-0984

●地域共生社会の推進についての取り組み

地域共生推進課では、人と人がつながり、地域でお互いに「支える」「支えられる」の関係をつくることが、一人ひとりの暮らしの安心につながると考え、東広島市社会福祉協議会と協働して、世代や分野を超えた地域のつながりづくりに取り組んでいます。

また、同課内の「HOTけんステーション」では今までの制度で、支援が難しかったひきこもりや8050問題(高齢の親が成人した無職の子どもの生活を支えるという問題)ヤングケアラーの他、複合・複雑化した課題を持つ世帯の相談、地域から孤立している世帯への支援を行っています。

HOTけんステーション(ほっとけんステーション)

年代や分野によらない福祉の総合相談を行っています。(電話、面談、訪問等)

◎相談窓口 市役所2階 地域共生推進課



市ホームページ

◎メール相談 (アドレス)

hottoken.st@city.higashihiroshima.lg.jp

(HOTけんステーション

メール相談のQRコード)

◎電話相談 082-493-5621 (地域共生推進課に繋がります。)

メール相談は名前、電話、返信アドレス等記載してください。

返信に1週間程度かかる場合があります。

お急ぎの場合はお電話ください。

地域共生社会についての出前講座

地域共生社会の推進について知っていただくための出前講座を行っています。



問い合わせ 相談先

○健康福祉部 地域共生推進課 Tel : 082-493-5621 Fax : 082-423-8065

●赤十字講習会助成事業

日本赤十字社東広島市地区では、地域の団体が日本赤十字社広島県支部の指導員を派遣して講習会を開催する場合に要する経費の一部を助成することにより、日常生活における事故の防止や応急手当の方法等に関する知識及び技術を普及し、地域災害対策及び地域の活力の一助となるよう取り組んでいます。

赤十字講習会助成事業の概要

助成対象団体	住民自治協議会、自治会、自主防災組織（その他の団体は、日本赤十字社東広島市地区にご相談ください。）
助成対象講習	赤十字救急法、赤十字水上安全法、赤十字健康生活支援講習、赤十字幼児安全法の講習会で、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに開催したもの
対象経費	講習負担金、教材費及び資材送付に係る通信運搬費の実費 (ただし、資材を送付せず運搬した場合の燃料費等は除く。)
助成金額	1団体につき1万円（上限）
助成対象期間	講習会を開催した日の属する年度の2月末日まで
申請期限	講習会を開催した日の属する年度の2月末日まで

- ◆講習会の日程は、開催日の2か月前までに日本赤十字社広島県支部と調整し、日程調整後にその旨を東広島市地区事務局までご連絡ください。

問い合わせ先

○健康福祉部 地域共生推進課内 日本赤十字社東広島市地区事務局 電話：082-420-0932

●社会福祉協議会の各種サービス

社会福祉協議会は、地域における福祉活動の育成・推進を図るため、各種事業の企画実施、福祉・ボランティア講座の開催、相談助言など、地域福祉の推進に関する様々な活動を行っています。

【そよかぜねっと事業（近隣互助活動事業）】

高齢者・障害者・介護をしている方など「ちょっと困っている」利用者が協力者（そよかぜさん）と一緒に活動することで、お互いの暮らしを支え合う有償の住民互助活動です。利用料は1時間300円（1回あたり約2時間まで）

【地域サロン（地域住民グループ支援事業）】

「地域サロン」は、地域のみなさんの心のつながりをもっと深めたり、広げるための場です。同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することによって、お互いに支え合って暮らしていくける地域づくりをめざしています。

サロンに参加してみたい方、ご自身の地域にもサロンを立ち上げてみたい方、既存のサロンの運営に携わってみたい方は、お気軽に問い合わせください。

【権利擁護センター事業　福祉サービス利用援助事業『かけはし』】

高齢であること・障害があること等で、介護保険をはじめ各種の福祉サービス利用の判断がつきにくい場合、自分ひとりでの金銭の管理に不安があるときなど、そのお手伝いをする事業です。

◆支援内容

- ・福祉サービスを利用されるときのお手伝い
- ・日常的な金銭管理のお手伝い
- ・通帳などのお預かりサービス

◆費用：相談については無料で、サービスを提供した場合は1回1,500円です。

そのほか、各種講座の開催などさまざまな活動を行っています。東広島市社会福祉協議会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

○東広島市社会福祉協議会

電話：082-423-2800

6 子育てに関するこ

●子育てサークル・子育てサロン登録事業

子育てサロンとは

主として主任児童委員や地域の支援者が、定期的に開設する地域ぐるみの子育て支援活動のことです。

子育てサークルとは

主として子育て中の親が、地域で親子遊びや季節の行事などを共同で行う自主的なグループで、定期的に開催する子育ての自助グループです。

◆登録条件◆

- ・東広島市に住む乳幼児を子育て中の家族を主な対象とした、地域に開かれた子育て支援活動であること。
- ・子育てサークル（主として子育て中の親が、地域で親子遊びや季節の行事などを共同で行う自主的なグループで、定期的に開催する子育ての自助グループ）又は子育てサロン（主として主任児童委員や地域の支援者が定期的に開設する地域ぐるみの子育て支援活動）のいずれかの活動に該当すること。
- ・非営利の活動であること。
- ・宗教・政治活動を目的とせず、勧誘も説明も行わないこと。
- ・その他活動内容が公序良俗に反しないこと。

◆登録方法◆

初めての方は、東広島市ホームページから登録申請書がダウンロードできます。

（提出先：こども家庭課）

登録後も毎年、更新が必要です。3～5月にこども家庭課より登録用紙を郵送します。ご記入の上、こども家庭課に提出してください。

◆登録のメリット◆

市のホームページやパンフレットを通じて、登録された子育てサークル・サロンの情報を市民に提供します。

活動の場として利用する福祉センターや地域センターの利用料が免除されます。免除の手続きは、サークル・サロン登録の後に各々で行っていただきます。

問い合わせ先

○こども未来部 こども家庭課

電話：082-420-0407

●東広島市ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）を結びつけ、地域のみんなで子育てを支え合う市直営の会員組織です。随時会員登録を受け付けています。

○活動の内容

・子どもの預かり

保育所、幼稚園、小学校等の開始前又は終了後

いきいきこどもクラブ終了後

つわりなど産前・産後で体調不良のとき

通院、外出、買い物、子育ての息抜きが必要なときなど

・子どもの送迎（保育所、幼稚園、小学校、習い事等）

・その他会員の育児支援に必要な援助

※援助の対象は0歳児から小学校6年生までの児童です。

※子どもを預かる場所は原則として提供会員の自宅ですが、地域子育て支援センターなどでも可能です。

※宿泊、病気の子どもの預かりは行いません。

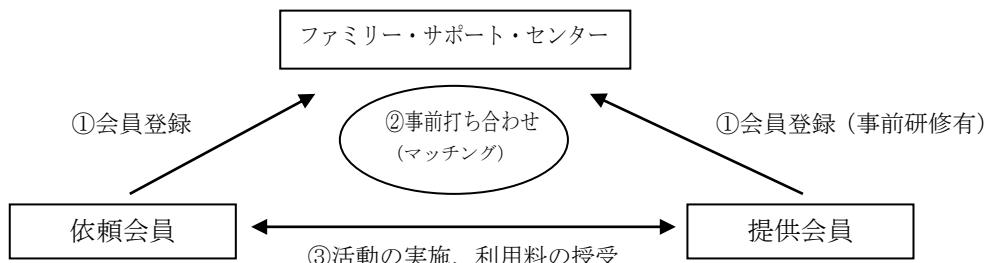
○利用料金

活動時間	1時間あたりの利用料
月曜日～金曜日（7：00～19：00）	600円
月曜日～金曜日（7：00までの早朝と19：00以降の夜間）	700円
土日祝及び年末年始	700円

※1人の依頼会員が複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額です。

※児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯、生活保護世帯、ダブルケア世帯、障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人がいる世帯は、利用料の半額助成（上限15,000円/月）があります。

○活動イメージ



問い合わせ先

○東広島市ファミリー・サポート・センター
○こども未来部 こども家庭課

電話：082-493-6072
電話：082-420-0941

●東広島市出産・育児サポートセンターすくすく

妊娠・出産・育児のあんなことやこんなこと。どこに相談したらいいのかわからないことが多いなと感じていませんか？

東広島市出産・育児サポートセンターすくすく（愛称：すくすくサポート）は妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートする相談場所です。母子保健コーディネーター（保健師・助産師）がお一人お一人にあったサポートプランを提案します。

市役所本館2階のこども家庭課内にあります。

◆業務内容

○産前・産後ママヘルパー派遣事業

市が委託した事業所から自宅へ「産前・産後ママヘルパー派遣」を派遣します。妊娠・出産または育児に関する相談に応じながら、妊娠婦さんとともに家事、育児、出産の準備等ができるよう支援を行います。

○マタニティ教室・パパママ教室・ワーキングマタニティ教室・マタニティクッキング

みんなで一緒に学びながら、楽しいマタニティライフを過ごしましょう。

○妊娠期～子育て期の窓口や電話、家庭訪問でのご相談

妊娠・出産・育児の疑問や質問、お母さんの体と心の相談、お父さんの子育て相談などお気軽に窓口、お電話でご相談ください。ご希望の方は、家庭訪問もできます。

すくすくサポート 子育てほっとライン 相談専用電話番号は、082-426-5113

○産後ケア事業

(1) 日帰り型産後ケア事業

お母さんの育児についての心配や疲れをリセットするために、宿泊施設や医療機関で1日ゆっくりと相談や休息ができます。

(2) 訪問型産後ケア事業

助産師がご自宅に訪問し、育児についての相談や、お母さんの心身のケアを行います。

(3) 宿泊型産後ケア事業

お母さんが自信をもって赤ちゃんと一緒に生活を送れるようにサポートします。宿泊でゆっくり心身のケアを受けることができます。

○授乳や子育てのご相談

市役所内のすくすくルームで、授乳や子育てに関する相談を受けています。

○産後のママのリフレッシュ講座

産後のお母さんの体の不調を改善するための講座を開催しています。

○多胎産婦サポーター派遣事業

多胎育児ならではのご相談をうかがいながら、育児やお出かけのサポートを行います。

問い合わせ先

○こども未来部 こども家庭課

電話：082-420-0407

7 農林水産に関するここと

●有害鳥獣対策事業

1 目的

農産物等に被害を与える鳥獣を捕獲、防御することにより、農林水産業経営の安定を図ることを目的として、有害鳥獣対策事業を実施しています。

2 根拠法令等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、すべての野生鳥獣は、原則としてその捕獲が禁止されています。

ただし、「狩猟による捕獲」と「有害鳥獣などを許可捕獲する場合」等は、捕獲等をすることが可能となっており、狩猟を行うためには、「狩猟免許」を所持し、「狩猟者登録」を受けることが必要（ただし、狩猟が出来る区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守）です。

3 課題

有害捕獲頭数は年々増加していますが、農作物や農地等に対する被害は多い状況にあります。

また、猟友会員及び捕獲班員においても、次世代の後継者を育成していく必要があります。

4 補助事業内容等

後継者となる狩猟者を育成するため、狩猟免許取得にかかる経費の全額を補助しておりますので、是非ともご活用ください。

また、有害鳥獣の被害防止対策として、集落ぐるみで餌場をつくらない等、農家個々の意識改革を図るべく普及啓発を実施するとともに、有害鳥獣の捕獲と侵入防止柵等の設置を計画的に展開し、継続して事業を実施していくため、次のとおり各種補助事業を設けております。

区分	事業名称	事業内容
捕獲対策	有害鳥獣捕獲報償金	農林水産物等の被害防止のため、有害鳥獣の捕獲等を行った者に対し報償金を交付（イノシシ・シカ 7,000円/1頭ほか）
	有害鳥獣捕獲技術向上活動補助事業	有害鳥獣捕獲班が行う捕獲活動の技術向上の研修活動等の経費に対する補助（対象経費の1/2 1班当たり5万円上限）
	有害獣捕獲柵設置事業	農林産物の被害を防止するための捕獲柵の購入経費に対する補助（対象経費の1/4 1基当たり5万円上限）
	狩猟免許取得費補助事業	狩猟免許を新たに取得しようとする者で市の捕獲事業に協力することができる者の免許の取得経費に対する補助（全額補助）
	狩猟免許更新費補助事業	鳥獣捕獲班員等の狩猟免許の更新経費に対する補助（全額補助）
侵入防止対策	有害獣防護柵設置事業（単市）	農林産物の被害を防止するための防護柵の設置経費に対する補助（対象経費の1/2 5万円上限ほか）
	有害獣侵入防止柵設置事業（国費）	集落等の要望に基づいて市が防護柵の資材を購入し、集落等がその資材により侵入防止施設を設置（施工資材の貸与）

※ 補助対象者・補助率及び補助対象経費など、各事業の詳しい内容につきましては、農林水産課までお問い合わせください。（市のホームページでもご確認いただけます。）

問い合わせ先

○産業部 農林水産課

電話：082-420-0939

●森づくり事業

東広島市では、ひろしまの森づくり県民税を活用し、森林の公益的機能の持続及び市民の森づくりの意識高揚等を図るため、各種事業を実施しています。

本事業を推進するために、団体等が取り組む事業を募集します。

1 応募資格

応募者は、次の要件を備えた法人、団体、グループ等とします。

- ・東広島市内の森林において明確に森林整備や地域緑化、森林及び林業体験等の活動を目的としたものであって、政治的宣伝、宗教的宣伝又は営利活動を目的としたものでないこと
- ・申請した事業を自主的、組織的な活動により完遂できること
- ・補助金の使途に係る条件順守が確実であること
- ・団体としての活動実績または活動計画があること

例) 住民自治協議会、住民団体、NPO 法人等

2 対象事業

事業名	事業内容	事業主体	補助率
里山保全活用支援事業	里山林等の保全活用に関する住民団体やN P O等の自らの企画・立案による取り組み	団体等	対象経費の 10/10以内
森林・林業体験活動支援事業	森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動や木育活動による取り組み	団体等	対象経費の 10/10以内

3 応募に係る留意事項

- ・募集期間は、令和5年4月3日（月曜日）から令和5年4月21日（金曜日）までです。
- ・予算の関係上、補助金額の減額又は不採択とする場合があります。予めご了承ください。
- ・他の補助事業と重複している場合は採択とならない場合があります。
- ・所定の様式等へ要望又は計画内容を具体的に記載してください。記載が不十分の場合は、不採択となる場合があります。
- ・採択を受けた事業の実施にあたっては、「ひろしまの森づくり県民税」を活用している旨の周知をお願いします。
- ・事業実施後の実績報告には、領収書の添付が必要です。領収書が発行されないものは、対象経費とみなされませんので、必ず領収書は大切に保管してください。
- ・備品購入及び請負契約等をする際には、原則2者以上の見積りを取ってください。

問い合わせ先

○産業部 農林水産課 電話：082-420-0939

●農地保全・景観形成推進事業

1 内容

農地・農業用施設等法面の管理の省力化と農村集落の景観形成の推進を目的とし、センチピードグラス又はシバザクラの植栽を実施される方の支援（補助金の交付）を行なっています。

2 対象者

集落等のまとまりをもって一定規模以上の植栽を実施できる農業者及び農業者団体等を対象としています。

3 補助対象及び補助金額

農村の景観形成を推進するとともに、草刈り作業の軽減対策によって農地の保全を図るため、農地等の畦畔・法面に植栽を実施する農業者等へ補助を行うもの。

対象者	農地、農業用施設等法面へ一定以上の植栽を実施する農業者及び農業者団体等（原則1団体・農区につき年1回）
補助単価	補助対象経費の1/2以内の額。ただし50万円を限度とする。 複数の者が共同して、又は法人その他の団体が事業主体となる場合は、補助対象経費の2/3以内の額。ただし90万円を限度とする。
補助対象経費	育苗に係る経費（苗・肥料等）、法面除草に係る経費（除草剤等） 定植に係る経費（防草シート等）、その他（事業の実施に不可欠な器具）

★ご注意

- ※ 次の経費については、補助の対象となりません。
 - ・補助金の交付決定前に支出した経費
 - ・植栽に係る労務費
- ※ 取り組む場合は、事前に市役所農林水産課へお問い合わせください。

実際に取り組まれた方から次のような声をいただいています。

- ・重労働の草刈り作業が軽減された。
- ・害虫が減少した。イノシシが来なくなった。
- ・景観がよくなり、地域が明るくなった。ゴミのポイ捨ても減少した。
- ・地域の連携や活性化を図ることができた。



【開花時期のシバザクラ】



【定着後のセンチピードグラス】

問い合わせ先

○産業部 農林水産課 電話：082-420-0939

●小規模土地改良補助事業

① 採択条件

- ・受益面積概ね 0.5ha(1ha=10,000 m²)、受益戸数 2 戸以上です。
- ・公図上で水路敷き・道路敷き（官地）がある事が必要です。ただし水路敷きが無い場合であっても、施工箇所から下流に水路敷地のある慣習用水路の場合は現地確認後決定します。
- ・関係する他法令の許可は必ず事前にお願いします。

② 補助額

- ・申請に基づき、事業費を積算し補助額を決定します。（事業費とは、市の積算基準に基づいて積算した工事費で、請負業者の見積と相違することがあります。）
- ・補助額は、直接工事費（概ね材料代と手間代で経費は含みません）の 60%です。ただし、業者施工（建設業許可登録業者）の場合は、直接工事費に経費 30%を含めて、その 60%として計算します。この場合、施工前にその業者と契約を交わす必要があり、完了後実績報告書に領収書又は請求書のコピーを添付していただく必要があります。
- ・事業費の上限は 300 万円で、補助金の上限が 180 万円となります。業者施工の場合も同様です。上限を超える部分については関係者で全額負担となります。

③ 施工開始日

採択決定後です。（代表者に連絡します）

④ 工事完了後の書類

- ・水路の基礎材等は、施工後現地で確認できないので、不可視部分（施工後、見えなくなる部分）については写真を撮っておいてください。確認できない場合は補助の対象にならない場合があります。
- ・業者施行の場合、実績報告時に領収書又は請求書を併せて提出してください
業者施工の場合、完了報告に出来型の確認できる図書の添付をお願いします。
- ・地籍図は、法務局、東広島市役所資産税課並びに各支所・各出張所で、コピーできます（手数料については問い合わせてください）。
- ・事前に工事内容がわかれれば、概算の補助金を積算します。
- ・地元と業者の契約額が、市算定の補助算定事業費を下回る場合は、地元と業者の契約額が補助対象金（算定基礎）額となります。
- ・この事業は、単年度事業です。繰越は出来ないので、工事が 3 月 15 日くらいまでに完了しないと予想される場合は、翌年度に申請して工事を実施してください。申請済みの工事が 3 月 15 日くらいまでに完了の報告がない場合は、その年度に補助金を支払うことが出来ませんので翌年度に再度申請していただくことになります。注意してください。

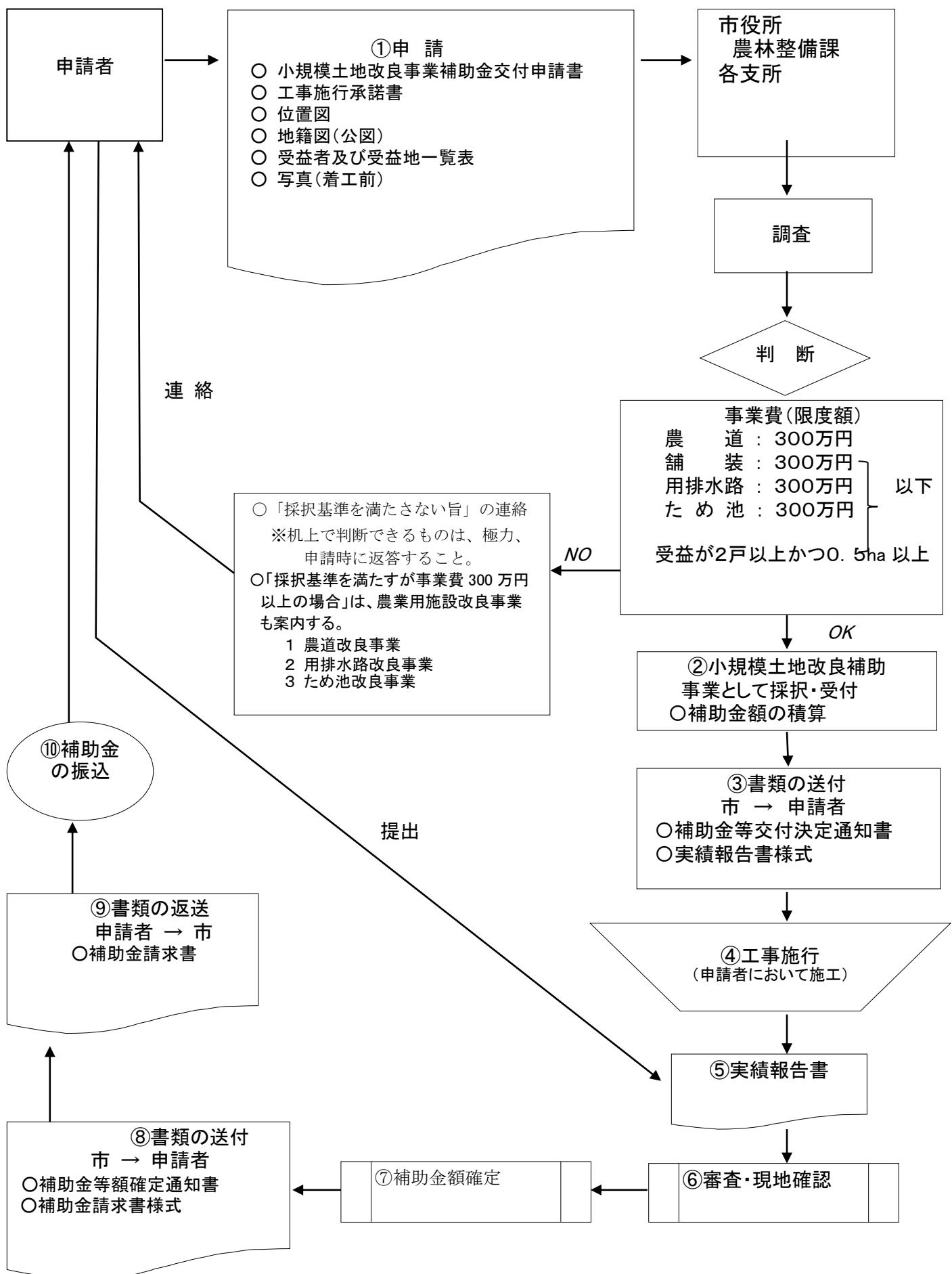
問い合わせ先

○産業部 農林整備課

電話：082-420-0406

※令和 5 年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P28～P35 参照

小規模土地改良補助事業（流れ）



●小規模崩壊地復旧事業

① 採択条件

- ・受益戸数 2 戸以上です。
 - ・事業費が 100 万円以上のものです。
- ※事業費とは、工事費、測量試験費、事務雑費等の合計です。
- ・土地造成等明らかに人為的な原因に基づくものや崩壊土砂の排除のみのものは適用除外です。

② 分担金

事業費の 100 分の 50 を申請者が負担します。

③ 事業実施時期

広島県に採択申請を提出し、採択のあった箇所より事業実施します。

緊急性の高い箇所より順次実施することになり、実施まで数年を要することもあります。

問い合わせ先

○産業部 農林整備課 電話 : 082-420-0406

●小規模災害復旧補助事業

① 採択条件

- ・受益戸数 2 戸以上です。
- ・対象事業は災害対象雨量（日雨量 80mm 以上・時間雨量 20mm）により被災した農業用施設の復旧事業です。（被災直後に連絡されたものです）
- ・公図上で水路敷き・道路敷き（官地）がある事が必要です。ただし水路敷きが無い場合であっても、施工箇所から下流に水路敷地のある慣習用水路の場合は現地確認後決定します。
- ・関係する他法令の許可は必ず事前にお願いします。

② 補助額

- ・申請に基づき、事業費を積算し補助額を決定します。（事業費とは、市の積算基準に基づいて積算した工事費で、請負業者の見積と相違する場合があります。）
- ・補助額は、直接工事費（概ね材料代と手間代で経費は含みません）の 80% です。
- ・事業費の上限は 300 万円で、補助金の上限が 240 万円となります。業者施工の場合も同様です。上限を超える部分については関係者で全額負担となります。

③ 施工開始日

採択決定後です。（代表者に連絡します）

④ 工事完了後の書類

- ・水路の基礎材等は、施工後現地で確認できないので、不可視部分（施工後、見えなくなる部分）については写真を撮っておいてください。確認できない場合は補助の対象にならない場合があります。
- ・業者施行の場合、実績報告時に領収書又は請求書を併せて提出してください
業者施工の場合、完了報告に出来型の確認できる図書の添付をお願いします。
- ・地籍図は、法務局、東広島市役所資産税課並びに各支所・各出張所で、コピーできます（手数料については問い合わせてください）。
- ・事前に工事内容がわかれれば、概算の補助金を積算します。
- ・地元と業者の契約額が、市算定の補助算定事業費を下回る場合は、地元と業者の契約額が補助対象金（算定基礎）額となります。
- ・この事業は、単年度事業です。繰越は出来ないので、工事が 3 月 15 日くらいまでに完了しないと予想される場合は、翌年度に申請して工事を実施してください。申請済みの工事が 3 月 15 日くらいまでに完了の報告がない場合は、その年度に補助金を支払うことが出来ませんので翌年度に再度申請していただくことになります。注意してください。

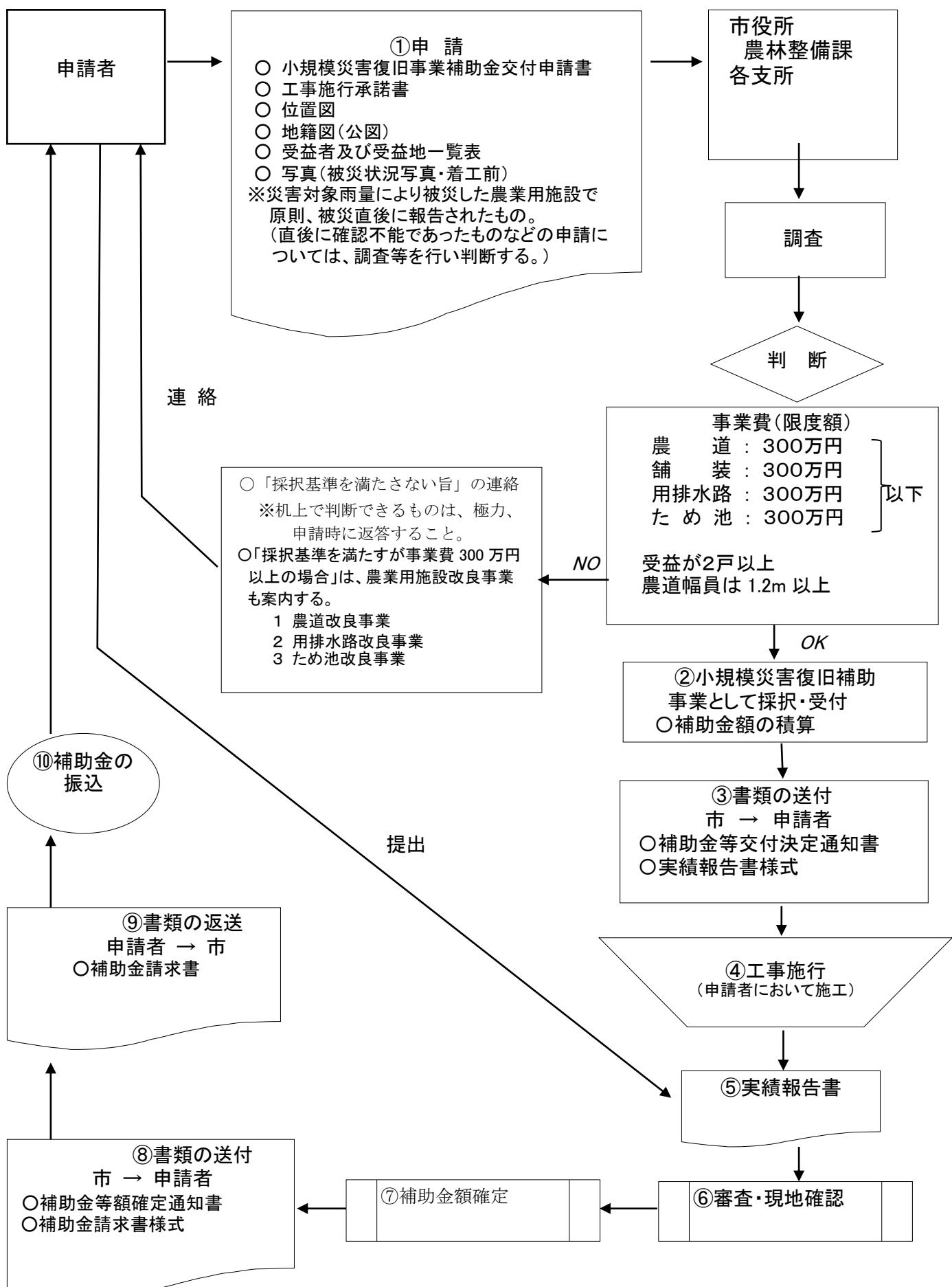
問い合わせ先

○産業部 農林整備課

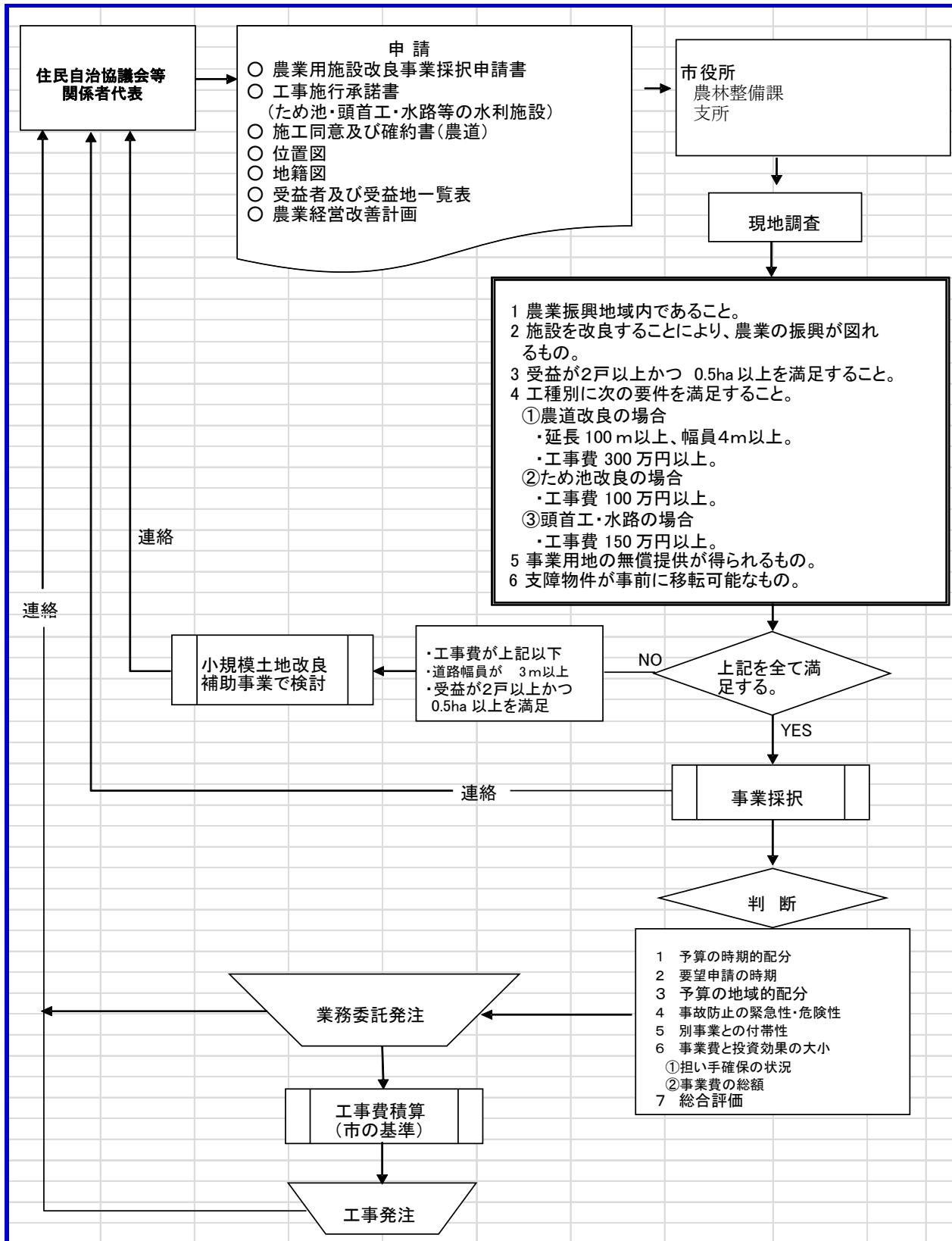
電話 : 082-420-0406

※令和 5 年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P36～P43 参照

小規模災害復旧補助事業（流れ）



農業用施設改良事業（流れ）



8 SDGs 推進に関するここと

●SDGs 未来都市東広島推進パートナー制度

SDGs の推進に賛同する企業及び団体等が連携し、SDGs の実現に向けた取組のより一層の推進を図るため、SDGs 未来都市東広島推進パートナー（以下「パートナー」という。）を募集しています。

内容

- (1) SDGs の目標達成に資する活動を通じ、共に SDGs を推進します。
- (2) 東広島市は、パートナーのうち希望する団体に対し、「東広島市 SDGs パートナー宣言証」を交付します。

パートナーになると

- (1) 特設ウェブサイト「SDGs 未来都市ひがしひろしま」(<https://hh-sdgs.jp/>)（以下「特設サイト」という。）にてパートナーのウェブサイト等のリンク、宣言書を掲載します。
- (2) SDGs 達成に向けて積極的に取り組んでいるパートナーに、インタビューを実施し、その取組内容を特設サイトに掲載します。
- (3) 各イベント開催や補助金制度等のお知らせをメールマガジンで配信します。
- (4) 特設サイト内のパートナーと連携した取組を推進するマッチング機能を利用できます。

SDGs 活動補助金について

パートナーが他のパートナーと連携して行う、本市の SDGs 推進に資する取組を支援します。（詳細は市公式 HP または特設サイトにてご確認ください。）

その他

パートナーの申込方法等、その他お知らせについては、特設サイトにて随時公開しています。



特設サイト QR コード

問い合わせ先

総務部 政策推進監

電話：082-420-0917

9 道路・河川・公園等に関すること

●道路・河川維持作業報償金交付事業

市が管理する「道路」及び「河川」の簡易な維持作業を、地域ぐるみの社会奉仕活動として行う団体に対し、報償金を交付します。

対象となる維持作業は、次のとおりです。

(1) 道路の路面及び法面の草刈り、側溝の土砂の撤去清掃

(2) 河川の法面の草刈り及びたい積土砂の撤去清掃

◎次のような作業は報償金の交付の対象となりません。

◆空地・公園・ため池・用水路の草刈り、清掃、この施設のごみ等の収集作業

◆個人又は団地から排出した汚泥の処理のための作業

◆作業時間が2時間に満たない作業（作業時間は、準備から片づけまでの一連の時間とします。）

1 申請方法

「道路・河川の維持作業」を計画している団体は、次の書類を提出してください。また、地域や自治会等の集合体の単位で申請してください。

(1) 報償金交付申請書

※裏面に作業場所の位置図を記入

(2) 団体届出書

(3) 団体構成世帯名簿

◆「団体構成世帯名簿」には、1世帯1名の氏名・住所を記入してください。

◆地域の事業所が参加する場合は、1事業所を1世帯として「団体構成世帯名簿」に含めることができます。「団体構成世帯名簿」には、事業所の名称・所在地を記入してください。

◆土のう袋が必要な場合は、事前に配布しますのでご連絡ください。

◆側溝のフタ上げ機の貸出を希望される場合は、ご相談ください。

申請書類は4月20日までに提出してください。

2 実績報告

「道路・河川の維持作業」を実施した団体は、次の書類を提出してください。

(1) 実績報告書

(2) 作業実施者名簿

(3) 作業中及び作業後の写真（2～3枚）

実績報告書は、作業実施後20日以内に提出してください。

◆「実績報告書」は、実施者の重複、作業時間の記載間違いや記入漏れに注意してください。

◆「作業実施者名簿」は、必ず、実施者がボールペン等で氏名・住所（地番まで）を自書した原本を提出してください。（鉛筆・シャープペン等で記入しないでください。）

◆地域の事業所から参加された場合についても、「作業実施者名簿」には、当日参加された実施者の氏名・住所を記入してください。

◆中学生以下は、報償金交付対象外です。作業実施者名簿の右端に○印をつけてください。

3 報償金額

報償金額は、作業時間により作業を区分し決定しています。

作業区分	作業内容	報償金額
A作業	4時間以上の作業	700円／人
B作業	2時間以上4時間未満の作業	350円／人
写真代	実績報告書に写真の添付があるとき。※実績報告書=1件	300円／件

◆対象作業1回あたりの「作業実施者数」が当該団体の「団体構成世帯数」を超えるときは、「団体構成世帯数」を上限として報償金を交付します。

4 対象となる作業の回数

報償金の交付対象となる作業は、「道路」は年2回、「河川」は年1回までです。

他の団体（国・県・市の別の課等）から、補助金や助成金を受けられる場合、重複してこの報償金制度を利用することはできません。

5 土砂・草とごみ等の処理について

各団体で処理をお願いしておりますが、地域で処理ができない場合は市が回収して処理します。

作業実施後に土砂・草とごみ等の回収、処理を市に依頼する場合は、必ず、集積場所と数量（袋数）を市担当課まで、ご連絡ください。

◆撤去まで、1週間程度の期間を要しますのでご理解をお願いします。

◆土砂・草・ごみ等は分けて集積してください。（袋詰にご協力を願います。）

6 報償金の支払いについて

実績報告書提出後、市で内容を確認し報償金を支払うまで、1ヶ月程度を要します。

口座振替の通知は行いませんので、申請書提出時に届け出た口座の通帳を記帳し、入金の確認をお願いします。

○道路・河川維持作業報償金の交付申請された団体が実施する作業における事故に対応するため傷病補償保険と賠償責任保険に加入しています。

問い合わせ先

	電話番号	担当地区
建設部維持課	082-420-0949	西条町・八本松町・志和町・高屋町
黒瀬支所内産業建設課	0823-82-0214	黒瀬町
福富支所内地域振興課	082-435-2302	福富町
豊栄支所内地域振興課	082-432-4160	豊栄町
河内支所内産業建設課	082-437-2901	河内町
安芸津支所内産業建設課	0846-45-1623	安芸津町

●道路・河川維持作業の保険制度について

東広島市では、道路・河川維持作業報償金の交付を申請された団体が実施する作業における事故に対応するため、保険に加入しています。

道路・河川維持作業報償金の交付申請により予定されていた作業における次の場合に対して見舞金として市加入保険の範囲内において補償があります。

- 1 参加中に被った傷害または熱中症等の特定疾病※
- 2 参加者の過失により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

【補償内容】

■傷病補償

		傷 害	特定疾病 ※
災害死亡補償		300 万円	300 万円
後遺障害補償	1 級～14 級	12 万円～300 万円	12 万円～300 万円
	障害手当金		30 万円
療養補償	限度日数 180 日／入院日額	4,500 円	4,500 円
	限度日数 90 日／通院日額	3,000 円	3,000 円

★内容によっては、補償の対象とならない場合があります。

※ 特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症をいいます。

■賠償責任

賠償種類	賠償の内容	支払限度額
対人賠償	他人の身体に障害を与えたとき	1名につき1億円まで 1事故につき4億円まで
対物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき4億円まで

★内容によっては、補償の対象とならない場合がありますので、作業をされる時は、事故防止対策を十分に行ってください。

【もし事故が起きたときは】

- 1 事故が起きたときは、あとで事故を証明できるよう事故発生の時間、場所、状況、現場の写真など事故の内容を記録してください。(特に負傷者、被害者及び加害者の氏名・連絡先が必要です。)
- 2 事故後、団体の責任者は、地区担当課に事故内容をご連絡ください。(土、日、祝日の場合は、翌開庁日にご連絡ください。)

問い合わせ先

	電 話 番 号	担 当 地 区
建設部維持課	082-420-0949	西条町・八本松町・志和町・高屋町
黒瀬支所内産業建設課	0823-82-0214	黒瀬町
福富支所内地域振興課	082-435-2302	福富町
豊栄支所内地域振興課	082-432-4160	豊栄町
河内支所内地域振興課	082-437-2901	河内町
安芸津支所内地域振興課	0846-45-1623	安芸津町

●アダプト制度（ひろしまアダプト活動支援事業）

広島県では広島県アダプト制度によって、清掃・緑化等のアダプト活動を行う団体や企業「アダプト活動認定団体」に認定して、地元市町とともに支援を行っています。

広島県アダプト制度は、住民団体・学校・企業などの皆さんに、ボランティアで道路・河川の美化・清掃などに取り組んでいただく仕組みです。NPO法人ひろしまアダプト（NPOを支援する個人・団体・企業を含む）と、行政（県・市町）が活動を支援しています。官民協働で道路・河川の環境向上を目指すアダプト活動に、あなたも、ぜひ、ご参加ください。

1 アダプト活動認定条件

- ・道路の場合は、広島県が管理する国道または県道の一定区間（100m以上）の清掃・緑化・草刈等の活動を対象としています。
- ・河川の場合は、広島県が管理する河川の一定区間（50m以上）の清掃・緑化・草刈等の活動を対象としています。

2 年間実施回数

年間3回以上の活動

3 アダプト活動認定団体支援制度について

アダプト活動団体に認定されると次の支援を受けることができます。

内 容	
アダプトサイン (表示板) の設置	団体名を記載したアダプトサイン（表示板）を希望する団体に1基設置します。（安全上の理由から設置できない場合があります。）
保険の加入	活動中の事故に備え、広島県が保険の手続きを行います。
奨励金制度	アダプト活動団体の活動経費の一部を奨励金として交付します。 (※奨励金交付事業の事務についてはNPO法人ひろしまアダプトに委託しております。)

問い合わせ先

○建設部 維持課

電話：082-420-0949

○広島県西部建設事務所東広島支所管理課

電話：082-422-6911

●公園里親制度

1 目的

市が管理している公園を市民等が里親となって管理する公園里親制度を実施しています。市民等による積極的な環境美化活動の推進と環境美化に対する意識の高揚を図り、地域環境の向上に資することを目的としています。

2 対象団体

5人以上で代表者が市内に住所若しくは勤務地があり、又は市内の学校に在学する者と、成人であることが条件となっています。

3 事業内容（対象事業や要件、対象経費など）

活動内容は公園の清掃、除草、草刈りや樹木の育成および公園施設の破損などの情報提供などで、活動回数は、年1回以上で5年以上の継続が条件となっています。



4 補助金額（交付金額）

5年間の活動に対して10万円以内の清掃用具の貸与や花壇作成のための苗などを支給しています。

5 申請方法等

里親になることを希望する団体は、管理しようとする公園の全部又は一部を定めて、公園の里親認定申込書を提出してください。

申込があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、里親として認定し、合意書を取り交わすものとしています。

問い合わせ先

○都市部 都市整備課 電話：082-420-0955

10 生涯学習活動等に関するこ

●生涯学習まちづくり出前講座事業

生涯学習まちづくり出前講座とは、市民の皆さんのが聞きたい、知りたい内容をメニューの中から選んでいただき、市または公的機関・団体の職員などが講師となり、皆さんのもとへ出向き、お話しするものです。

申し込み用紙は生涯学習課、生涯学習（支援）センターまたは各支所にあります。市ホームページから電子申請もできます。

1 利用できる方

市内に在住、通勤または通学しているおおむね 10 人以上の自治会・サークルなどの団体やグループです。※政治・宗教・営利を目的とするものは除きます。

2 開催時間について

開催時間は、原則として平日の午前 10 時から午後 5 時までの間で 90 分以内とします。
講座により、曜日・時間の指定がある場合や、開催場所が決められている場合があります。

3 会場の準備など

この講座は、市民の皆さんのもとへ講師を派遣するものなので、会場の手配、受講者への周知などは、申込者（主催者）でお願いします。会場は、地域センターや集会施設その他市内であればどこでも構いません。ただし、特定する会場でしか開催できない講座もあります。

4 受講料

受講料は無料です。ただし講座により講師の交通費・教材費などがかかる場合があります。

5 申込方法

講座を受講しようとする団体・グループなどの代表の方は、メニューの中から希望のテーマを選び、開催希望日の 6 か月前から開催希望日の 3 週間前までに、生涯学習課へ持参、郵便、ファックス、電子申請でお申し込みください。なお、講師の都合などにより開催日時の希望にそえない場合もあります。

6 お願い

- 1 講座は、当初に設定した時間内で終わるようお願いします。
- 2 その場で対応できないことがある場合も予想されますのでご了承ください。
- 3 この講座は学習の場であり、苦情、要望を受け付ける場ではないことをご理解ください。

問い合わせ先

○東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

電話：082-420-0979

●視聴覚教材等貸出し事業

東広島市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的として、生涯学習課に「東広島市視聴覚ライブラリ」を設置して、器材や教材の貸出しなどを行っています。

1 利用の対象

- ・東広島市内の社会教育施設及び社会教育関係団体
- ・東広島市内の学校教育施設及び学校教育関係団体
- ・その他、利用目的によって教育委員会が認める者

2 利用の方法

- ・教材・機材の利用予定日以前に電話／来庁にて、利用可否を確認し、申込をしてください。
- ・教材・機材の利用者は、来庁して所定の「視聴覚教具等利用申込書」に、必要事項を記入してください。
- ・電子申請による申込も可能です。電子申請の場合は、貸出希望日の3日前（土曜日・日曜日・祝日は除く）までに申請してください。申請内容を確認後、利用の可否を連絡します。
- ・利用期間は原則として、3日以内です。ただし、特別の理由があるときは、期間を延長することができます。
- ・利用する教材・機材の運搬は、利用者で行ってください。
- ・教材・機材の返却の際に、所定の「視聴覚教具等利用報告書」を提出してください。
- ・教材・機材の利用は無料です。

3 教材・機材の利用を認めない場合

- ・「1 利用の対象」の条件を満たさない場合（個人での利用はできません）
- ・営利を目的とした利用の場合
- ・政治活動、宗教活動を目的とした利用の場合
- ・その他、教育委員会が不適当と判断する場合

4 転貸の禁止／教材の複製、複写などの禁止

- ・借り受けた教材・機材などを、無断で第三者に転貸をすることを禁止します。
- ・借り受けた教材を、無断で複製・複写することは、著作権法によって禁じられています。

5 教材・機材の損傷などの報告と弁償

教材・機材などを紛失、破損又はひどく汚したり、故障その他の事故があったときは、直ちに東広島市教育委員会（視聴覚ライブラリー）に報告し、その処置について指示を受けてください。教材・機材などの紛失、損傷、故障、その他の事故の原因が利用者にあるときは、弁償を求めることがあります。取扱いには十分注意してください。

問い合わせ先

○東広島市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

電話：082-420-0979

●小・中学校体育施設の開放事業

市立小・中学校の体育施設を、放課後や休日など学校教育に支障のない範囲内で、スポーツやレクリエーション活動を行う団体に開放しています。

利用する場合は、年度ごとに登録を行う必要がありますので、利用を希望される団体は登録申請を行ってください。

◆登録できる団体

- 1 市内に在住または在学、在勤する者で構成する団体であること。
- 2 団体の責任者が成人であること。
- 3 健全なスポーツ活動またはレクリエーションを目的とした団体であること。
- 4 営利を目的としないこと。

◆利用の方法

- 1 団体登録関係書類を所定の提出先へ提出し、団体登録を行ってください。

用紙は教育総務課及び市内各小・中学校で配布しているほか、市ホームページからダウンロード可能です。

提出書類	提出先	備考
学校体育施設利用団体登録申請書・誓約書	教育総務課	・年度ごとに提出が必要
公共施設予約サービス利用者登録申請書	教育総務課	・前年度以前に提出済であり、内容に変更のない場合は提出不要
口座振替依頼書	各金融機関	・前年度以前に提出済であり、内容に変更のない場合は提出不要 ・照明設備及び冷暖房設備を使用しない場合は提出不要

- 2 団体登録関係書類が教育総務課に到着後、2週間程度で団体登録証および公共施設予約サービス登録者番号通知を代表者にお送りします。
- 3 『ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス』により利用予約申請を行ってください。
申請後、学校による許可処理により、利用予約が確定となります。
(学校運営が優先のため、不許可となる場合があります。)
- 4 施設の利用方法、鍵の管理方法などは各学校へご確認ください。
時間の厳守、片付け・清掃・整備の徹底、近隣の迷惑とならない等、ルールを守って施設を利用してください。ルールが守られない場合は、登録を取り消し、利用中止とする場合があります。
- 5 団体登録には有効期限がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

○東広島市教育委員会 学校教育部 教育総務課

電話：082-420-0974

●健康維持に向けたシニアスポーツ等の普及事業

東広島市では、コミュニティ健康運動パートナー（地域で行う高齢者の健康維持につながるスポーツ活動等の普及に協力する人材として市に登録した者をいう。以下「健康パートナー」という。）を中心に、住民自治協議会（以下「自治協」という。体育振興部会や健康福祉部会等）やスポーツ推進委員、東広島市スポーツ協会、通いの場等が連携し、地域で行うスポーツや健康づくり活動の充実を図り、ひいては、地域住民の健康寿命が延伸していくことを目的とし、シニアスポーツ等の普及を行います。

また、健康パートナーのいる自治協において「太極拳」「ラージボール卓球」「ペタンク」のいずれか1種目以上の普及に取り組んだ場合、地域づくり推進交付金（シニアスポーツ普及事業）を交付します。

1 事業の枠組み

①健康パートナーの養成（生きがい健康体育大学）

- ・健康パートナーを養成する「生きがい健康体育大学」の受講生を募集する。（毎年、4月～5月に募集）。
 - ・市は生きがい健康体育大学を開講し、修了後、受講生は健康パートナーとして市へ登録。市は健康パートナーの所属する自治協へ登録者を紹介する。
- ### ②健康パートナーを中心とした活動（各自治協内でスポーツ・健康づくり活動の普及等）
- ・健康パートナーを中心に自治協（体育振興部会等）やスポーツ推進委員等と計画を作り、スポーツ・健康づくり活動の普及等を実施。

③市・関係機関等による支援

- ・シニアスポーツ（太極拳、ラージボール卓球、ペタンク）の普及を市が地域づくり推進交付金で支援。
- ・太極拳とラージボール卓球の普及は東広島市スポーツ協会が、ペタンクの普及は東広島市スポーツ推進委員協議会が指導者の派遣等で協力。

2 健康パートナーの活動内容

健康パートナーは居住する自治協内で次の活動を可能な範囲で実施します。

- ### ① スポーツの普及、参加の働きかけ、関係者との連携による運営等支援
- ・シニアスポーツ（太極拳、ラージボール卓球、ペタンク）の普及活動
 - ・日常的なスポーツ（ウォーキング等）の普及やイベント等の運営支援・参加の働きかけ 等
- ### ②健康づくり活動の普及、通いの場の運営・設立支援、参加の働きかけ 等
- ・いきいき百歳体操やいきいき体操ひがしひろしま等の普及活動
 - ・通いの場で体力測定の協力 等

3 交付金の概要

健康パートナーのいる自治協において、「太極拳」「ラージボール卓球」「ペタンク」のいずれか1種目以上の普及に取り組んだ場合、年額5万円を交付します。詳しくは、「東広島市地域づくり推進交付金の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先

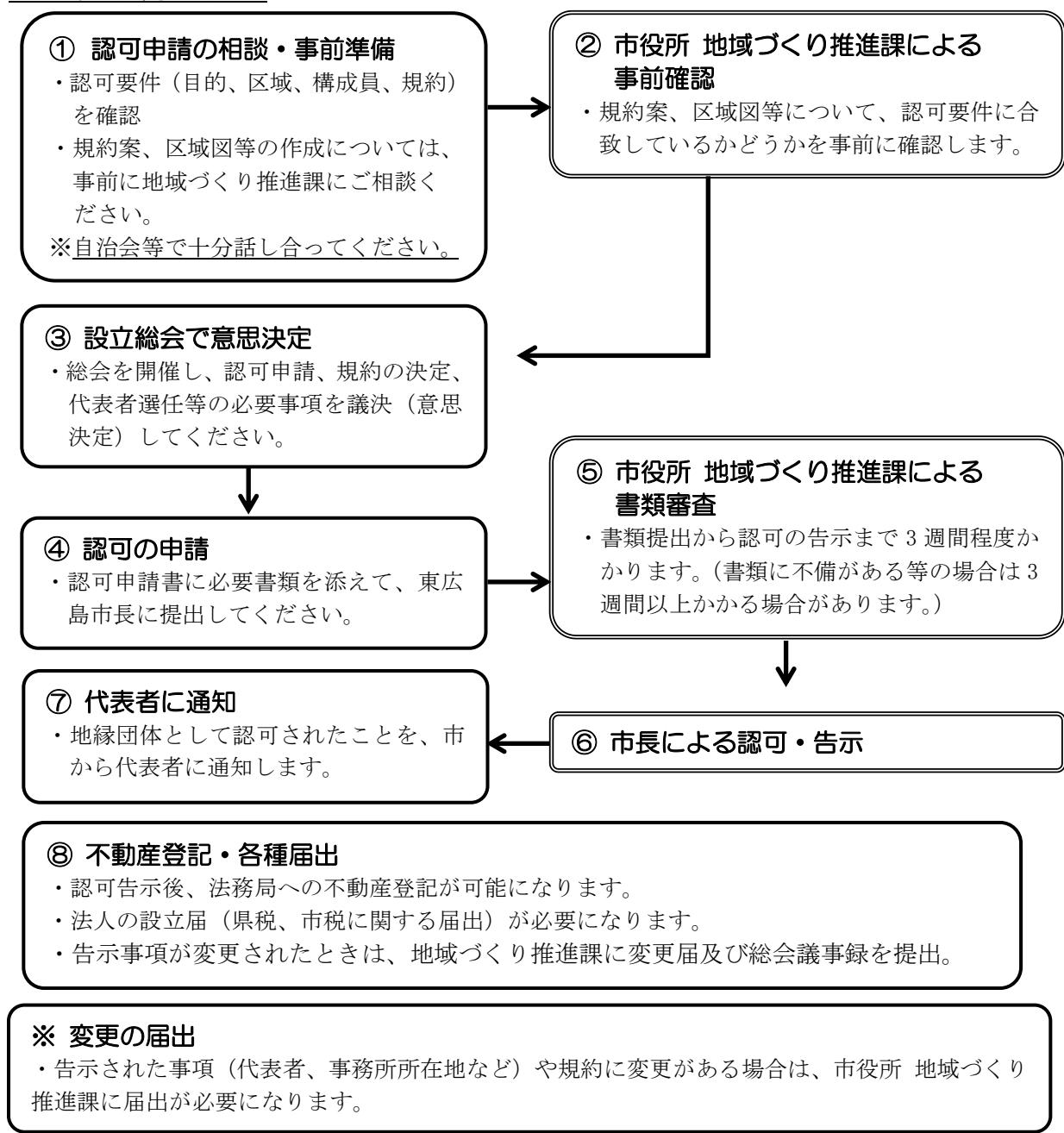
○（事業内容について） 生涯学習部 スポーツ振興課 電話：082-420-0978

11 自治会の法人化に関するここと（認可地縁団体）

自治会が所有する財産を自治会名で登記するため、市町村へ申請することにより法人格を取得する制度です。

これまで、自治会には法人格が認められていなかったため、団体名義での不動産登記ができず、代表者等の個人名又は共有名義により登記されていました。そのため、名義人の死亡や転居等による、名義変更や相続等の問題が生じていました。認可地縁団体の設立により、こうした問題が解決され、自治会名での不動産の登記や売買が可能となります。

法人格取得の流れ



問い合わせ先

○地域振興部 地域づくり推進課

電話：082-420-0924

12 電子サービスに関すること

●東広島市市民ポータルサイト



東広島市市民ポータルサイトとは、情報を登録すると防災情報や地域のゴミ収集情報など市からのお知らせが携帯電話やスマートフォンに電子メールやLINEで配信されるサービスです。

1 市民ポータルに登録することできること

(1) 興味ある分野に応じた市からのお知らせ配信

市から欲しい情報の分野を登録することで、必要なお知らせが届きます。

(2) 防災情報に関するお知らせ配信

住所などを設定することで、自身に該当する防災情報を受け取ることができます。

(3) 地域のごみ収集日通知設定

住所などを設定することで、翌日のごみ収集種別などに関するお知らせを受け取ることができます。

(4) 図書館利用カードの表示

図書館利用カードを登録することで、スマートフォンからカード情報を表示されることができます。市内図書館の窓口で利用することができます。

2 外部リンク

●東広島市市民ポータルサイトについて

(https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/5_1/8/index.html)



二次元バーコード

問い合わせ先

○総務部 DX推進監

電話 : 082-420-0944

●市民通報サービス「のんレポ」制度

東広島市市民通報サービス



道路や公園の設備の故障をスマホアプリ（アプリ名：MyCityReport、本市愛称：のんレポ）から通報できるサービスを行っています。スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。

ただし緊急性の高い通報には対応できないため、即日の対応が必要なものやスマートフォンをお持ちでない方は、これまでどおり電話で通報をお願いします。

1 概要

市が管理する道路・公園の設備の故障を、スマホからアプリで市に通報できるサービスです。写真や位置情報データを添付できるので、従来の電話による通報のような説明の手間がありません。

2 通報例

- ・道路の損傷（舗装のはがれ、陥没など）の通報
- ・公園設備の損傷の通報
- ・不法投棄ゴミの通報
- ・災害による被害状況の通報（避難情報発令時のみ）

3 外部リンク

●市民通報サービス「のんレポ」の導入について

(https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/samu/5_1/sonota/25443.html)



二次元バーコード

●のんレポの使い方について

(https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/samu/5_1/sonota/25768.html)



二次元バーコード

問い合わせ先

○総務部 DX推進監 電話：082-420-0944

13 市に対する生活関連要望について

市に対する要望のうち、生活関連（道路、交通安全、河川、農業用水、公園など）の要望は、住民自治協議会がとりまとめて市に提出してください（東広島市地域づくり推進交付金交付規則第9条による必須項目）。

生活関連要望以外の要望がございましたら、担当課もしくは市民生活課へご相談ください。

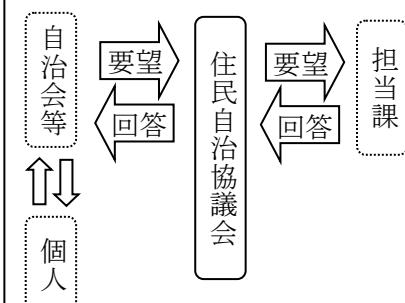
また、各担当課が定めている専用の様式があるものは各担当課へ提出し、様式の定めが無いものは市民生活課へ提出してください。

担当課が分からぬ場合は、市民生活課までご相談ください。

要望の種類	提出者	提出先・回答者	提出時期
1 生活関連要望（様式有り）	自治協	各担当課	随時
2 生活関連要望（様式無し）		市民生活課	
3 生活関連以外の要望	担当課もしくは市民生活課へご相談ください		

1 生活関連要望（様式有り）の手続き

各自治会等からの要望を住民自治協議会で取りまとめて、各担当課へ提出してください。各担当課から回答いたします。



※生活関連要望の専用様式

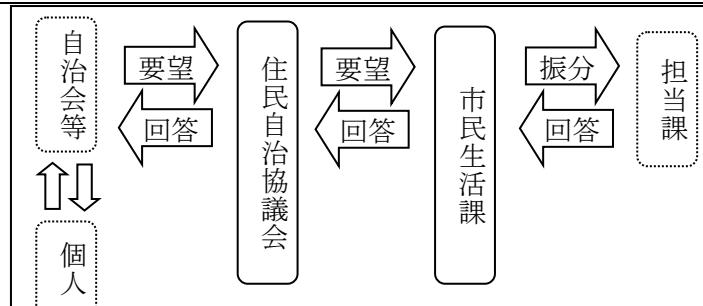
- ・道路関連…市道改良・維持管理、農道改良・維持管理、急傾斜地崩壊対策
- ・交通安全施設…カーブミラー・ガードレール、防犯灯設置補助
- ・河川関連…河川の維持修繕・農業用排水路の修繕
- ・農業用水関連…頭首工・農業用排水路の改良、小規模土地改良・災害復旧補助、ため池改良
- ・その他…集会所の整備、防火水槽の新設要望、給水要望、公園の施設の修繕

※様式は、市ホームページ>くらし・手続き>市民協働・大学連携・交流>市民協働>住民自治協議会>地域住民の市に対する生活関連要望事項についてにあります。

キーワード検索「生活関連要望」にもでできます。

2 生活関連要望（様式無し）の手続き

各自治会等からの要望を住民自治協議会で取りまとめて、市民生活課へ提出してください。一般的には20日以内に回答いたしますが、要望件数が多い場合や、関係担当課が多い場合、お時間をいただく場合があります。



3 生活関連以外の要望

生活関連以外の要望がある場合は、担当課が複数に関わる場合や、様式の有無など様々な状況がございますので、まずは担当課もしくは市民生活課へご相談ください。

問い合わせ先

○生活環境部 市民生活課

電話：082-420-0922

●道路、河川に関する維持、修繕の要望

市が管理する道路、河川に関する維持、修繕の要望を受け付けています。

1 要望内容

■道路に関する要望

道路、舗装の修繕工事及び舗装新設工事

■河川等に関する要望

河川、排水路の修繕工事

■交通安全施設に関する要望

カーブミラーの修繕、新設工事

ガードレールの修繕、新設工事

区画線の修繕、新設工事

■その他の要望

市が管理する道路、河川等の修繕に必要な材料の支給

2 受付時間

8時30分から17時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は休み)

問い合わせ先

	電話番号	担当地区
建設部維持課	082-420-0949	西条町・八本松町・志和町・高屋町
黒瀬支所内産業建設課	0823-82-0214	黒瀬町
福富支所内地域振興課	082-435-2302	福富町
豊栄支所内地域振興課	082-432-4160	豊栄町
河内支所内産業建設課	082-437-2901	河内町
安芸津支所内産業建設課	0846-45-1623	安芸津町

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P26～P27参照

道路、河川に異常を見つけたら

道路、河川に異常を見つけたときは、次の管理者へ連絡してください。

◆ 東広島市 維持課

市道および権限移譲された県道、普通河川(維持課地域区分)

地区	所属	電話番号
西条、八本松、志和、高屋	維持課（本館6階）	082-420-0949
黒瀬	産業建設課（黒瀬支所）	0823-82-0214
福富	地域振興課（福富支所）	082-435-2302
豊栄	地域振興課（豊栄支所）	082-432-4160
河内	産業建設課（河内支所）	082-437-2901
安芸津	産業建設課（安芸津支所）	0846-45-1623

東広島市が維持修繕を行う権限委譲された県道路線一覧

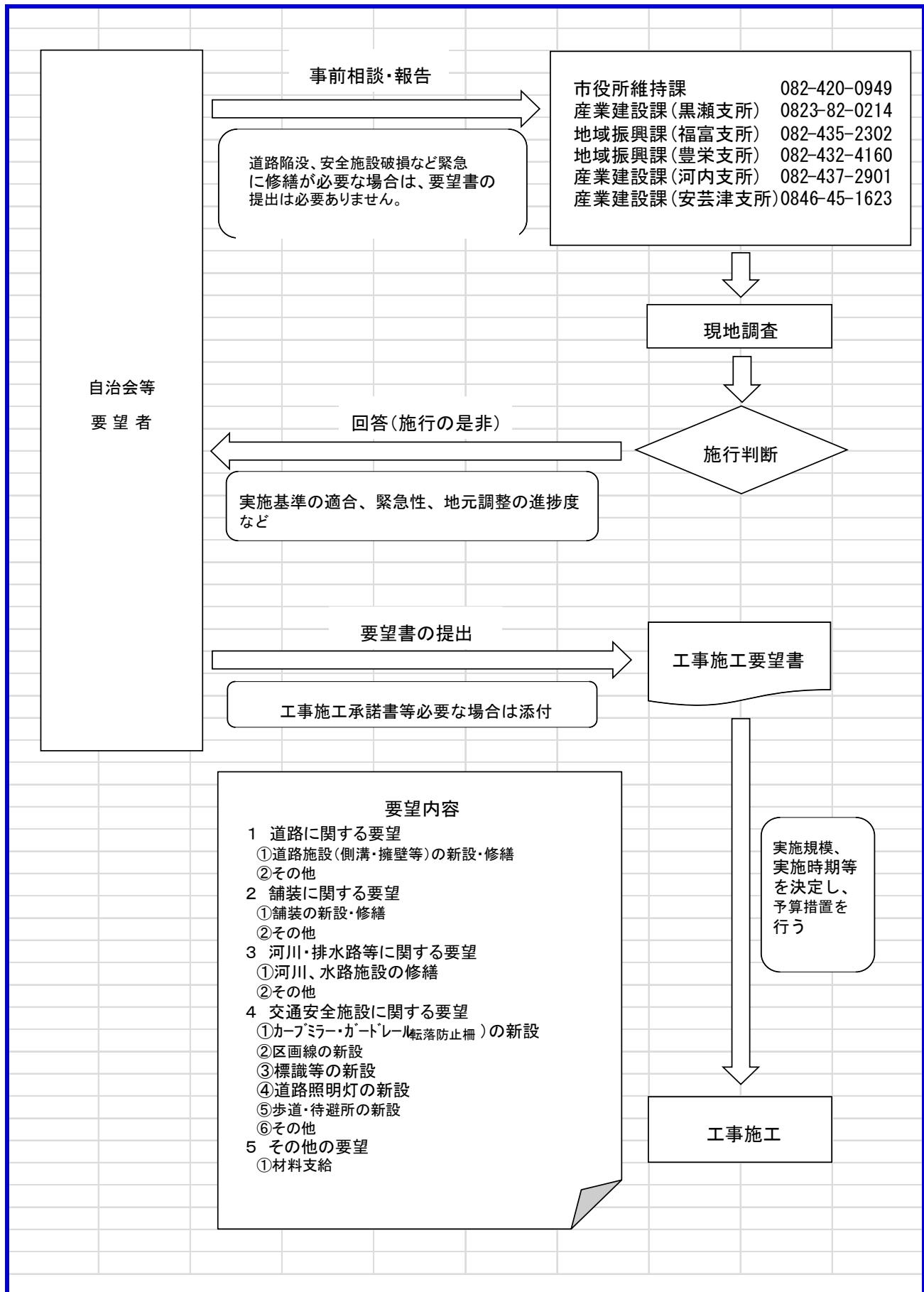
種別	路線名
主要地方道	安芸津下三永線（32）、東広島白木線（46）、大和福富線（60）、馬木八本松線（67）、東広島向原線（80）、志和インター線（83） 志和インターより北側区間
一般県道	三和大和線（161）、小河原志和線（176）、西高屋停車場線（194）、西条停車場線（195）、風早停車場線（206）、安芸津停車場線（207） 飯田吉行線（329）、上三永竹原線（330）、下三永吉川線（331）、吉川西条線（332）、岡郷東市之堂線（333）、小多田安浦線（334） 津江八本松線（335）、津江郷原線（336）、吉川大多田線（338）、下竹仁久芳線（340）、吉原清武線（341）、別府河内線（342） 河戸豊栄線（347）、小田白市線（348）、造賀八本松線（350）、造賀田万里線（351）、高屋河戸線（352）、内海三津線（353）、河内停車場線（468）

表中の（ ）書は、路線番号です。

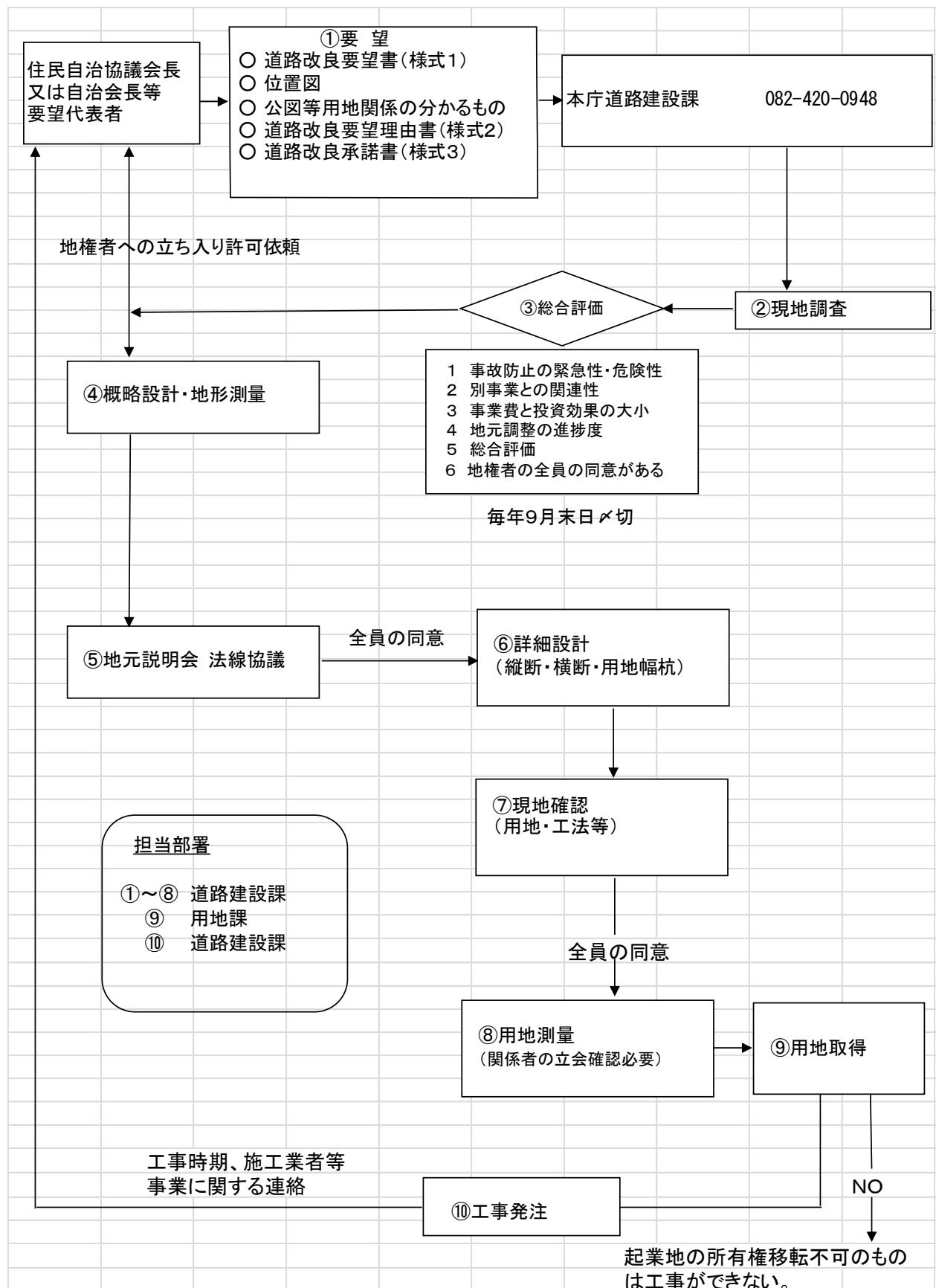
◆ その他の道路管理者

道路管理者名	路線名	電話番号
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 西条維持出張所	国道2号 東広島呉自動車道	082-423-2404
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 呉国道出張所	国道185号	0823-73-4798
広島県西部建設事務所 東広島支所	県道 吉舎豊栄線（28）、吉田豊栄線（29）、瀬野川福富本郷線（33）、矢野安浦線（34）、東広島本郷忠海線（59）、広島空港線（73）、志和インター線（83） 志和インターより南側区間 県に権限移譲された国道（国道375号、国道432号、国道486号）	082-422-6911

道路、河川維持修繕、交通安全施設事業（流れ）



道路改良要望（流れ）



●公園に関する維持、修繕の要望

市が管理する都市公園及び地域公園に関する維持、修繕の要望を受け付けています。内容により、個人からの要望も受け付けています。

受付時間

8時30分から17時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは休み)

受付窓口(担当地区)

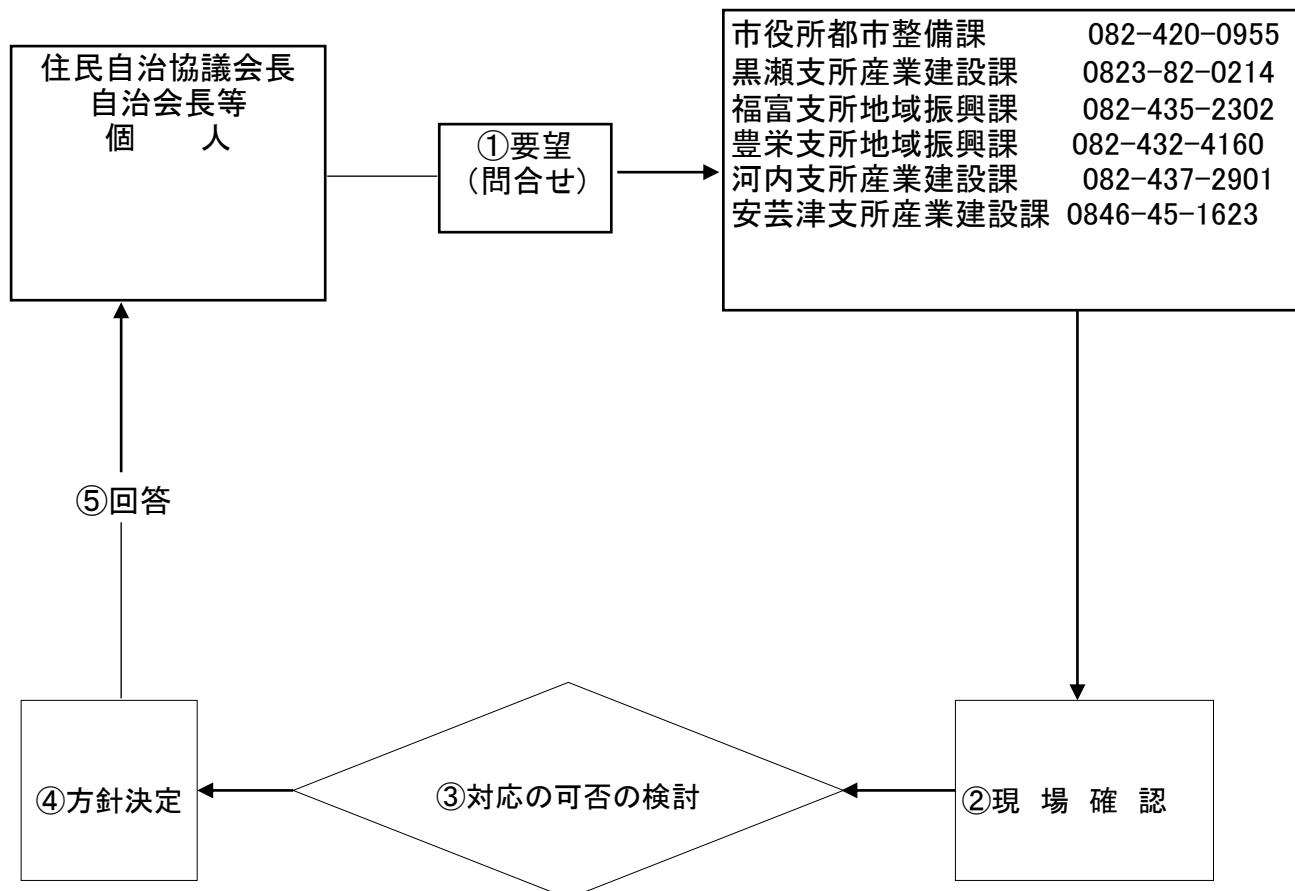
地区	所属
西条、八本松、志和、高屋	都市整備課
黒瀬、河内、安芸津	支所産業建設課
福富、豊栄	支所地域振興課

問い合わせ先

地区	所属	電話番号
西条、八本松、志和、高屋	都市整備課	082-420-0955
黒瀬	黒瀬支所内 産業建設課	0823-82-0214
福富	福富支所内 地域振興課	082-435-2302
豊栄	豊栄支所内 地域振興課	082-432-4160
河内	河内支所内 産業建設課	082-437-2901
安芸津	安芸津支所内 産業建設課	0846-45-1623

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P48～P49 参照

公園の施設修繕などに関する要望（流れ）



（住民自治協議会、自治会等からの要望）

- ア. 公園内の施設の修繕
 - イ. 公園内の樹木の伐採、剪定
 - ウ. 公園内のルール設定
(ボール遊び禁止など)
 - エ. その他
(事故等の危険性のあるもの)

など

※自治会等からの要望についても、住民自治協議会で把握をしてください。

（個人からの要望）

- ア. 事故等の危険性のあるもの
(遊具・施設の故障など緊急性の高いもの)
- など
- ※樹木の剪定については、隣接する住宅敷地に枝が入っている場合などについては、個人での要望でも対応を検討します。

●水道管布設の要望

水道局では、水道管を布設していない地域の皆さんの要望に応えるため、基準を定めています。

基準に該当する場合は、企業団が水道管の布設工事を行います。地域で上水道を要望される場合には、説明会を開催します。詳しくはお問い合わせください。

受付時間

8時30分から17時15分まで
(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは休み)

問い合わせ先

○広島県水道広域連合企業団東広島事務所

工務課 電話 082-423-6334

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P58～P59 参照

14 報道機関への情報提供について（プレスリリース）

市から報道機関に、情報提供を行います。

広く多くの人に知ってもらいたいという情報がありましたら、ぜひご活用ください！

※実際に新聞やテレビに掲載されることが確約されるものではありません。

記者やディレクターの方に対し、“取材に来ませんか”と呼びかけるものです。

◆対象となる情報

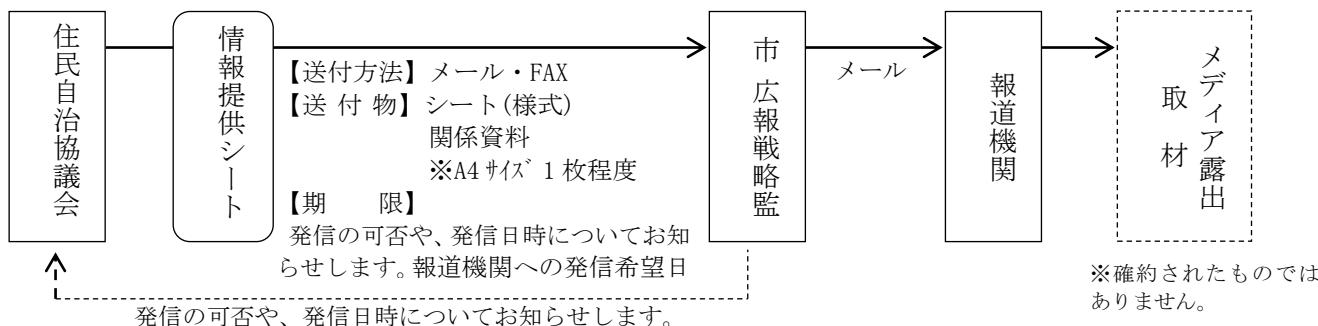
住民自治協議会が関わる、イベントや活動に関する情報



※選挙運動や政治性のあるもの、宗教性のあるもの、営利を目的としたものは対象となりません。

また、草刈り清掃作業の連絡等、団体内の連絡用にはご利用いただけません。

◆情報提供の流れ



* * お願い * *

- 報道機関が取材しやすいように、実施内容や日程、問い合わせ先を明確にしてください。
- 取材予定が立てやすいよう、イベント等の実施日から少なくとも2週間前には市に提出をお願いします。
- 関係資料として、ちらし等を添付いただくことは可能ですが、報道機関へはメールにより提供するため、1枚程度にとどめていただくようご協力をお願いします。
- 取材対応は、主催者等で行ってください。（問い合わせ先の明記をお願いします。）

問い合わせ先 提出先

○総務部 広報戦略監

電話: 082-420-0919 FAX: 082-422-1395 メール: hgh200919@city.higashihiroshima.lg.jp

※令和5年度生活関連事業問い合わせ一覧・様式集 P61 参照

東広島市地域振興部地域づくり推進課
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL (082) 420-0924 FAX (082) 423-0270
E-mail : hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp